

**第2期 武雄市  
子ども・子育て支援事業計画**

**(素案)**

**令和2年2月版  
武雄市**



# 目 次

第1章 計画策定の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の対象	3
4. 計画の期間	3
5. 計画の策定体制と策定の経緯	3
第2章 武雄市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題	4
1. 人口・世帯・人口動態等	4
2. 女性の就業状況	7
3. 教育・保育施設の状況	8
4. 地域子ども・子育て支援事業の状況	13
5. ニーズ調査の結果	17
6. 第1期計画の進捗評価	24
第3章 計画の基本的な考え方	25
1. 基本理念	25
2. 基本的視点	25
3. 計画の基本目標	26
4. 施策の体系	27
第4章 目標実現のための施策の展開	28
基本目標1 すべての子育て世代への多様な支援の充実	28
基本目標2 特別な支援を必要とする子どもたちへの支援の充実	30
基本目標3 すこやかに生み育てることができる環境づくり	31
基本目標4 子どもの健全な育成を図る教育環境の整備	31
基本目標5 安全で安心して子育てができる地域づくり	32
第5章 事業計画	34
1. 子ども・子育て支援制度の概要	34
2. 将来フレーム（将来の子ども人口）	39
3. 教育・保育提供区域	40
4. 教育・保育の量の見込みと確保の内容	40
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	42
6. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	51
7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	51
第6章 計画の推進体制	52
1. 関係機関等との連携	52
2. 計画の達成状況の点検・評価	52



# 第1章 計画策定の概要

## 1. 計画策定の趣旨

近年、わが国においては、急速な少子化の進行、核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していると言われています。

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況下で、国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立し、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援を充実することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から開始されました。加えて、平成26年4月には「次世代育成支援対策推進法」の有効期間が10年間延長され、地方公共団体及び企業における子育て環境の整備の取組及び行動計画の策定を継続していくことが規定されました。

これらの法に基づき、平成27年3月に子育て支援策を総合的に推進する「武雄市子ども・子育て支援事業計画」を策定し計画的に事業を進めてきました。また、平成29年度には、本計画期間の中間年度を迎えるにあたり、策定後の人口動向や保育需要、事業実績などを踏まえ、中間の見直しを行いました。

さらに、国においては、平成29年6月には自治体を支援し、2年間で待機児童を解消するための「子育て安心プラン」、平成30年9月には、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、すべての小学生児童の安全・安心な居場所の確保を図るための目標が設定されました。

また、「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」を踏まえ、子育て世帯の負担感を和らげ、少子化対策につなげるのが狙いの幼児教育の無償化が、令和元年10月から始まりました。

「第2期武雄市子ども・子育て支援事業計画」は、第1期の進捗状況や実績評価等を踏まえた上で、国の法や方針に基づいて策定したものです。

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 法的位置づけ

「武雄市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」という。)は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

#### 子ども・子育て支援法 (市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

具体的な計画策定にあたっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための「基本指針」を踏まえています。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえつつ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の制度的枠組みにとらわれない幅広い子ども・子育て支援の方向性を示すものであり、「次世代育成支援行動計画」の理念等を継承する計画として策定します。

#### 次世代育成支援対策推進法 (市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身のすこやかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定するものとする。

### (2) 武雄市計画体系等における位置づけ

本計画は、本市の上位計画である「総合戦略」に則し、保健・医療・福祉・教育等の関連する個別計画と整合を図りながら、次代を担う子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともにすこやかに育つためのまちづくりの計画となります。

なお、本計画は、国・県の子ども・子育て支援の関連計画と整合性のとれた計画として策定するものです。

### 3. 計画の対象

本計画は、武雄市に居住するすべての子ども（0歳から概ね18歳）、子育て家庭及びこれから出産や子育てを迎える家庭に加え、地域で子育てを支える方や事業者を対象とします。

### 4. 計画の期間

本計画は、令和2年度～6年度の5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化などにより、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7～
本計画	→					
次期計画					●見直し 及び策定	→

### 5. 計画の策定体制と策定の経緯

#### (1) 武雄市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、市民、学識経験者、教育・保育や子育て支援に関わる団体の代表者、事業者の代表者からなる「武雄市子ども・子育て会議」を設置し、本計画に係る審議をいただきながら検討・策定を進めました。

#### (2) 計画策定に伴う基礎調査

計画策定に伴う基礎資料とするため、アンケート調査によって得られた市民の教育・保育、子育て支援事業の利用状況や今後の利用意向等を本計画の策定に反映しています。

#### (3) パブリックコメントの実施（予定）

市民の皆様から計画に対するご意見などをいただき、それを反映した計画とするためのパブリックコメントを実施しました。

## 第2章 武雄市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

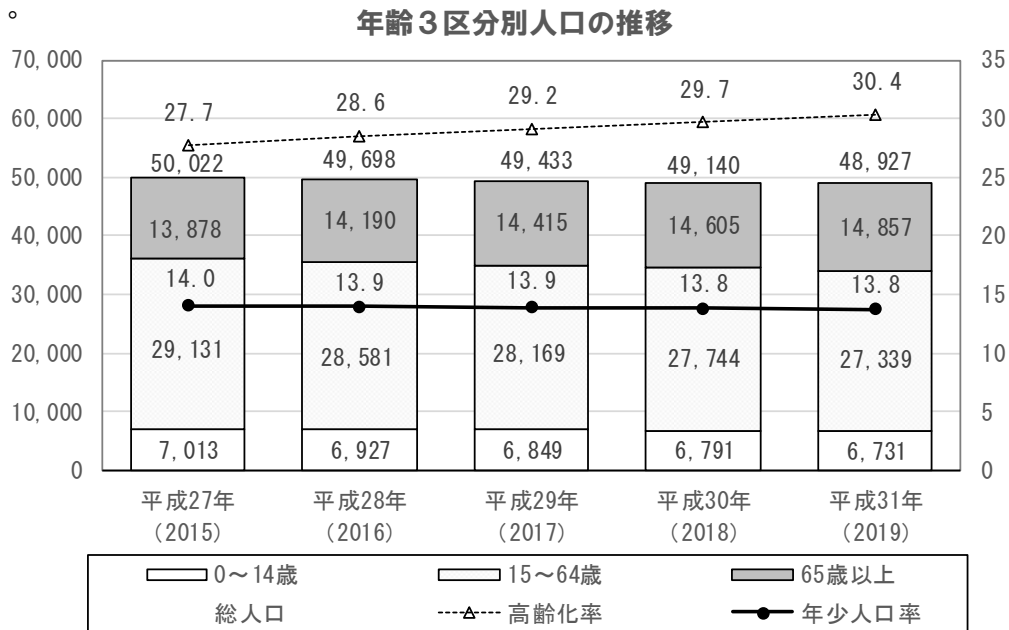
### 1. 人口・世帯・人口動態等

#### 総人口、年少人口、生産年齢人口がそれぞれ減少し、少子・高齢化が進行

##### (1) 総人口の推移

本市の総人口は年々減少しており、平成27年の50,022人から、平成31年には48,927人と、5年間で1,095人減少しています。

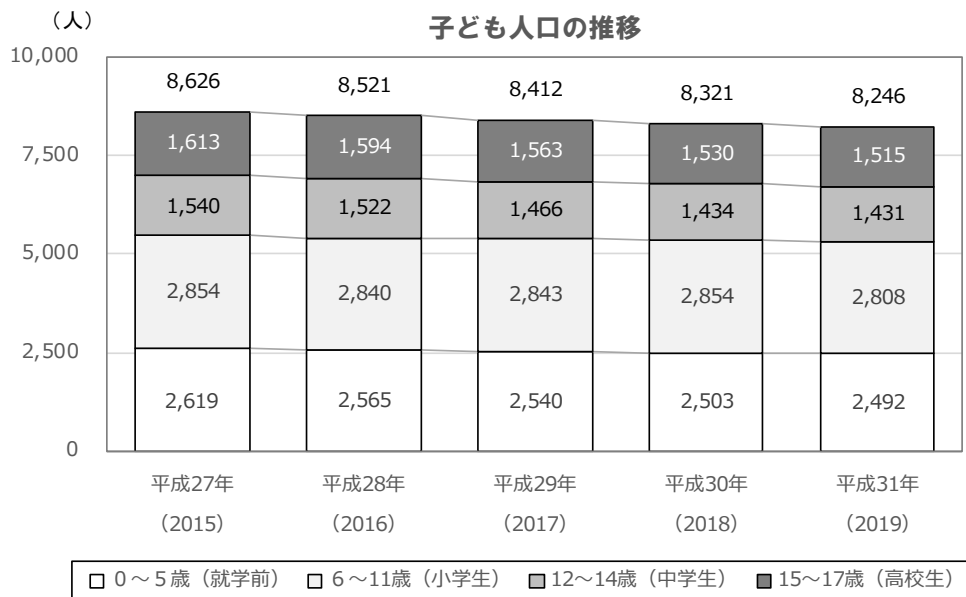
また、65歳以上の高齢化率が平成31年には30.4%と、平成27年と比較して2.7ポイント増加している一方で、0～14歳の年少人口や15～64歳を生産年齢人口の比率は減少しています。



※住民基本台帳（各年4月1日時点）、総人口には年齢不詳を含む

##### (2) 子ども人口の推移

18歳未満の子ども人口は、概ねどの年齢層も減少傾向で推移しています。



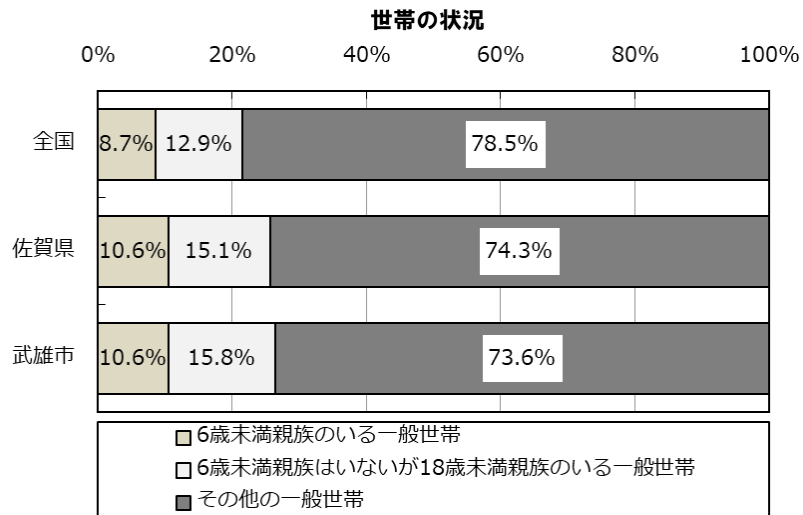
※住民基本台帳（各年4月1日時点）



## 子どものいる世帯の割合は高く、6歳未満の子どものいる世帯の6割が核家族

### (3) 世帯構造

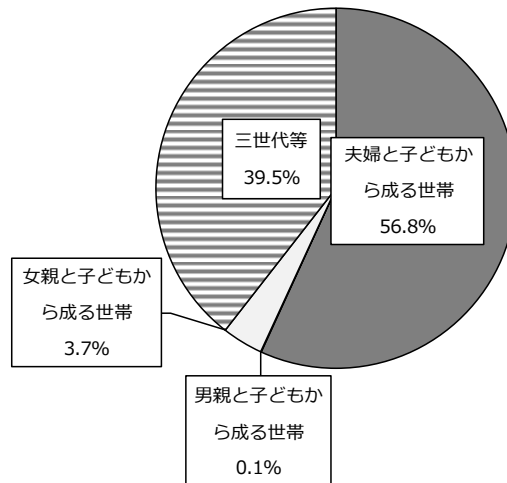
平成27年国勢調査から本市の世帯の状況を見ると、6歳未満の子どもがいる一般世帯は10.6%、6歳未満はいないが18歳未満の子どものいる一般世帯は15.8%で、これらを合わせた18歳未満の子どものいる世帯は26.4%となり、全国水準や佐賀県水準を上回っており、本市は子どもがいる世帯の割合が、全国・佐賀県の水準より高いことがわかります。



※国勢調査（平成27年）

6歳未満の子ども（2,488人）のいる世帯は1,797世帯であり、うち56.8%が核家族となっています。

#### 6歳未満の暮らす世帯構造



	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人)	6歳未満人員 (人)
一般世帯	16,878	47,543	2,488
6歳未満がいる世帯	1,797	8,759	2,488
核家族	1,088	4,355	1,524
夫婦と子どもから成る世帯	1,021	4,150	1,445
男親と子どもから成る世帯	1	3	1
女親と子どもから成る世帯	66	202	78
三世代等	709	4,404	964

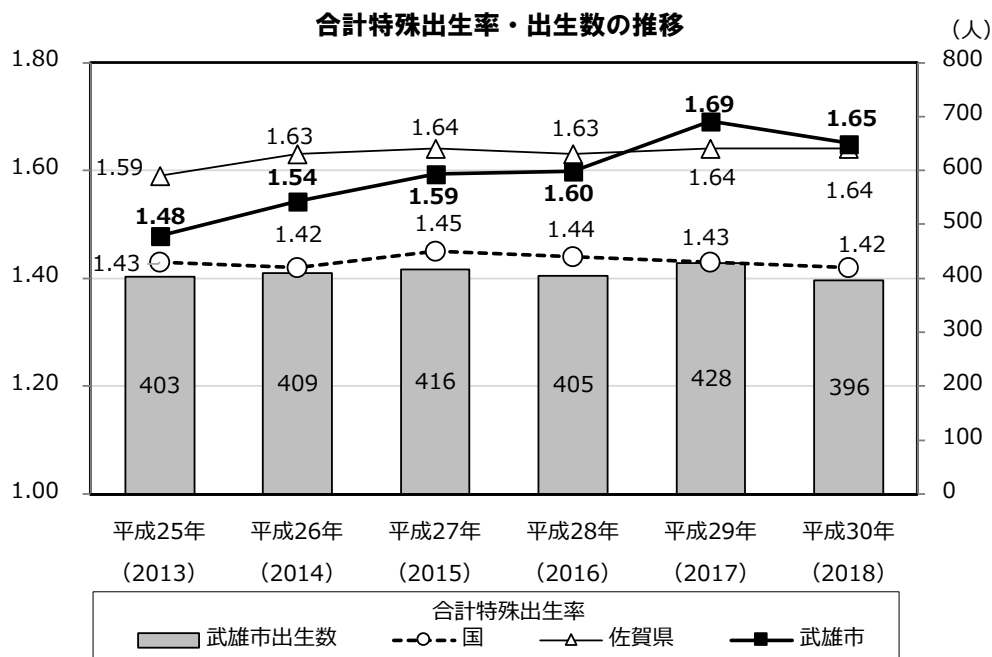
※国勢調査（平成27年）

## 合計特殊出生率は、全国に比べて高く推移し、平成29年には佐賀県を上回る

### (4) 出生の動向

合計特殊出生率の推移をみると、平成25年以降は一貫して全国値を上回り、増加を続けています。また、佐賀県より低い水準で推移していましたが、平成29年に佐賀県を上回っています。

出生数については、毎年400人程度で推移しています。



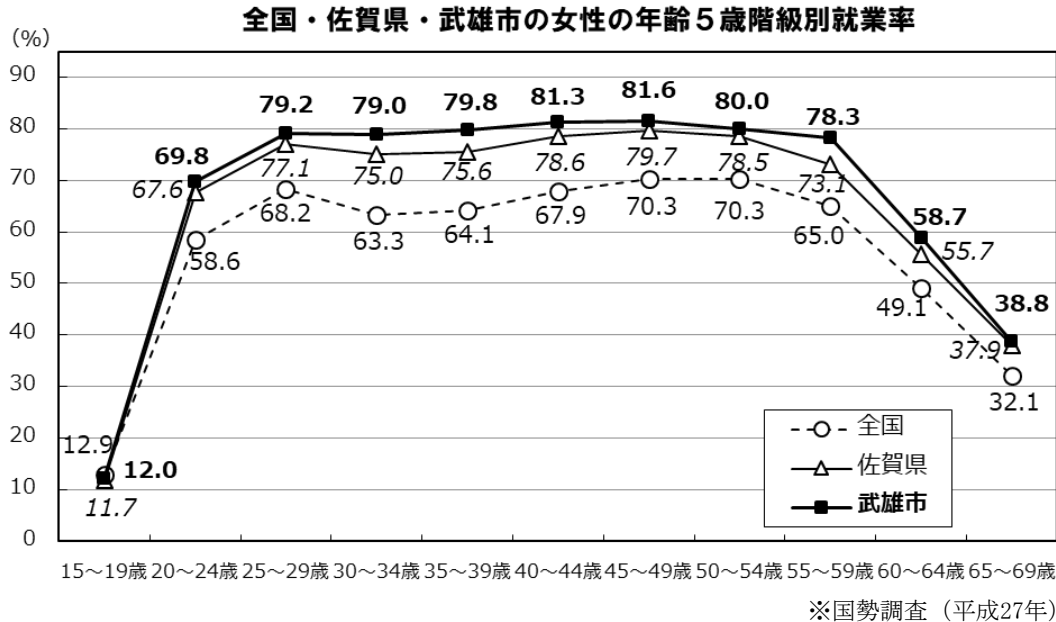
※合計特殊出生率（国、佐賀県：人口動態統計）、武雄市（出生数、女性人口により独自算出）

※出生数：人口動態統計

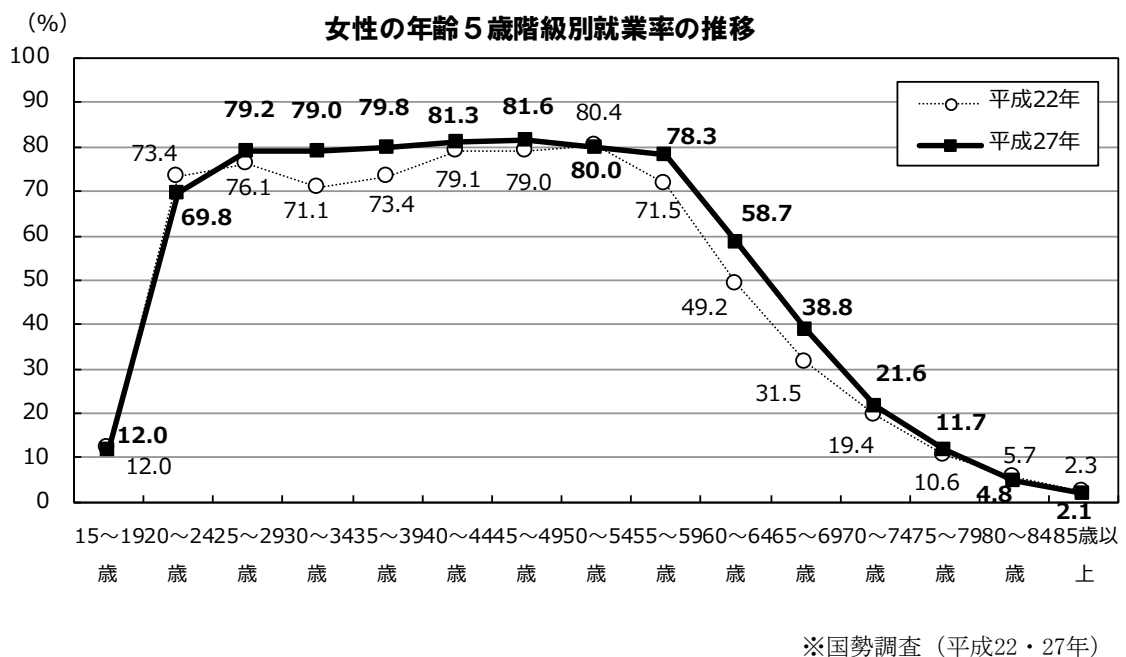
## 2. 女性の就業状況

### 女性の就業率は全国及び佐賀県の水準を上回り、M字カーブは緩やかになっている

平成27年の女性の年齢5歳階級別の就業率を65～69歳までみると、15～16歳を除く各年齢階級で全国及び佐賀県を上回っています。



また、武雄市の女性の平成27年の就業率を、平成22年の就業率と比較すると、5年間で25歳から79歳までの各年齢階級で就業率が増加しています。とりわけ30～34歳の就業率が、71.1%から79.0%と7.9ポイント増加しており、M字カーブが緩やかな台形になっています。

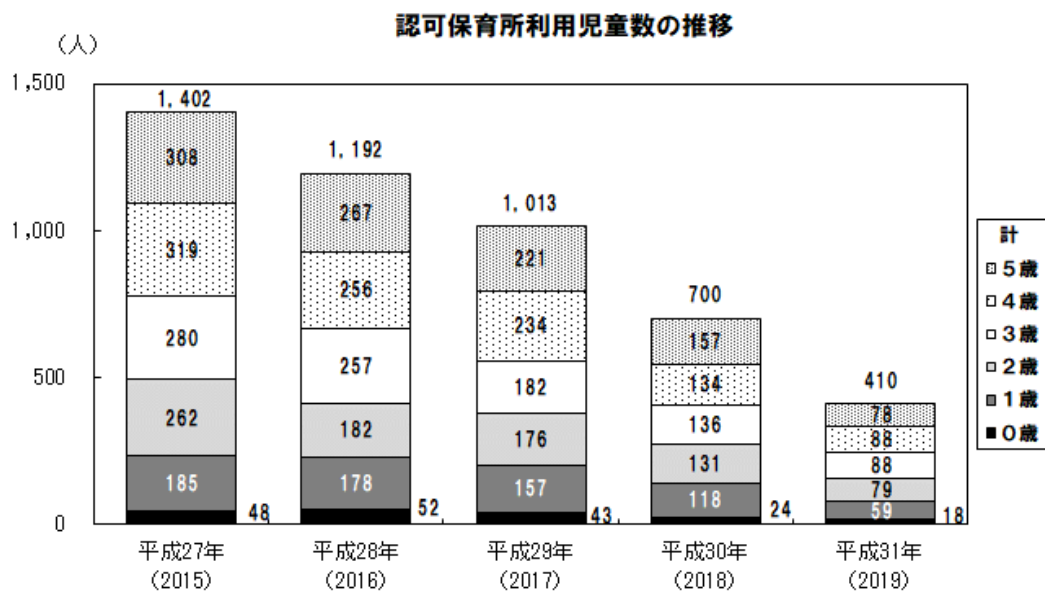


### 3. 教育・保育施設の状況

#### (1) 保育所の利用状況

平成31年現在、市内には認可保育所が4園、地域型保育が1園あります。

認可保育所の利用児童数は、認定こども園への移行が進んでいることで年々減少傾向となっており、平成27年は1,402人だったものが、平成31年には410人となっています。



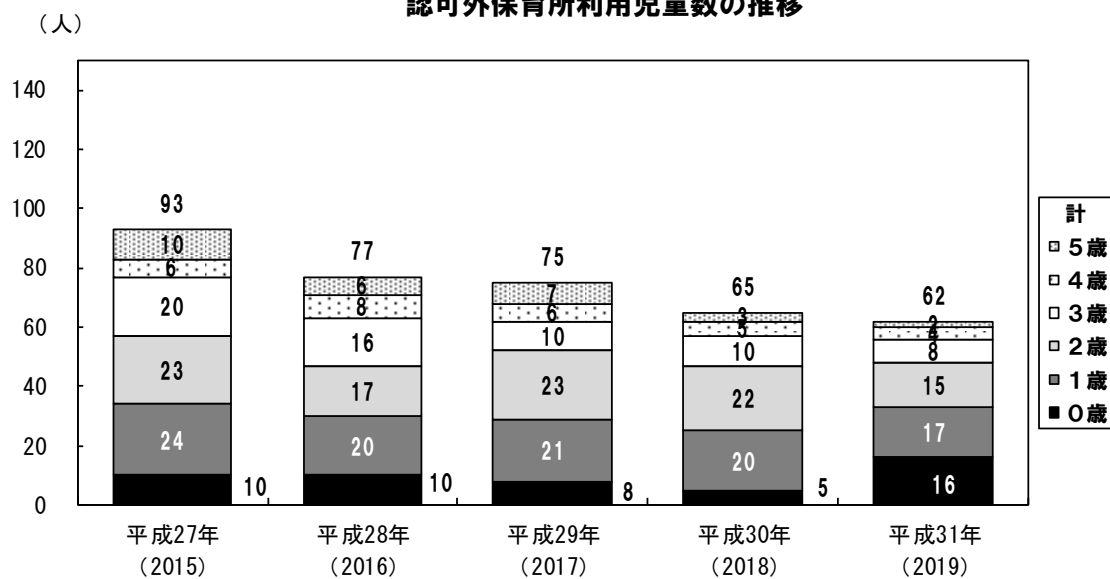
※各年4月1日

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
保育所利用 児童数 (人)	0歳	48	52	43	24	18
	1歳	185	178	157	118	59
	2歳	262	182	176	131	79
	3歳	280	257	182	136	88
	4歳	319	256	234	134	88
	5歳	308	267	221	157	78
	計	1,402	1,192	1,013	700	410

認可保育所：光の園保育園、小鳩の家保育園、花島保育園、立野川内保育園  
地域型保育：よつば保育園

認可外保育所の利用児童数は、年々減少傾向となっており、平成31年現在62人となっています。

認可外保育所利用児童数の推移



※各年4月1日

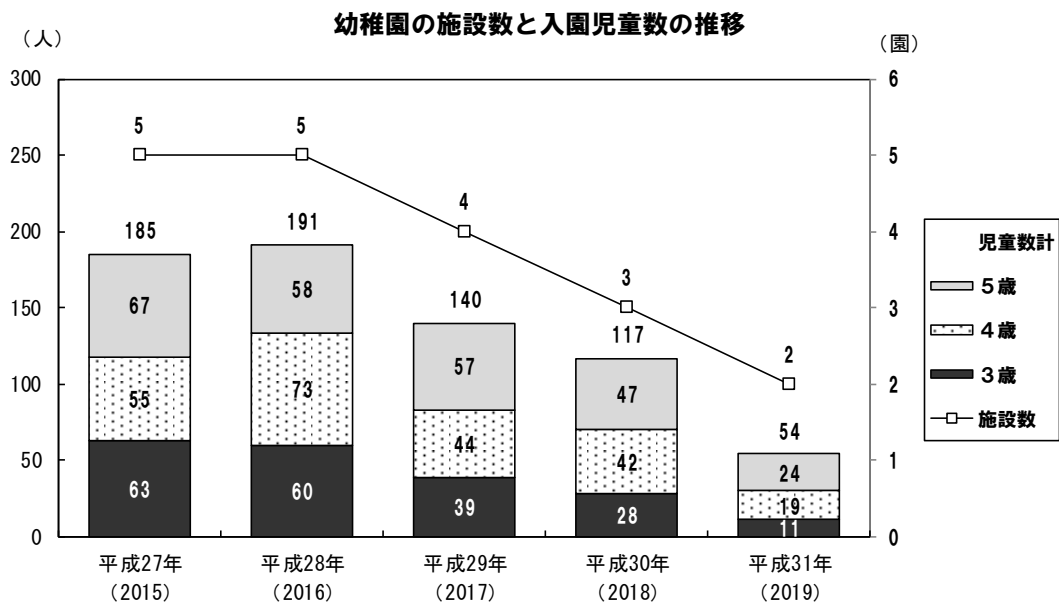
		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
認可外保育所 利用児童数 (人)	0歳	10	10	8	5	16
	1歳	24	20	21	20	17
	2歳	23	17	23	22	15
	3歳	20	16	10	10	8
	4歳	6	8	6	5	4
	5歳	10	6	7	3	2
	計	93	77	75	65	62

認可外保育所：かみにしやま、キッズハウス、医療法人整肢会託児所つくしんぼ、ヤクルト山内センター、ヤクルト武雄センター、医療法人竜門堂託児所

## (2) 幼稚園の状況

平成31年度現在、市内には、新制度移行の幼稚園が2園あります。

平成29年以降は、認定こども園に移行が進み、施設数も在園者数は減少傾向となっており、平成31年度は、入園児童数は54人となっています。



※各年5月1日

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	
施設数	5	5	4	3	2	
クラス数	14	14	11	9	6	
在園児数 (人)	3歳	63	60	39	28	11
	4歳	55	73	44	42	19
	5歳	67	58	57	47	24
	計	185	191	140	117	54

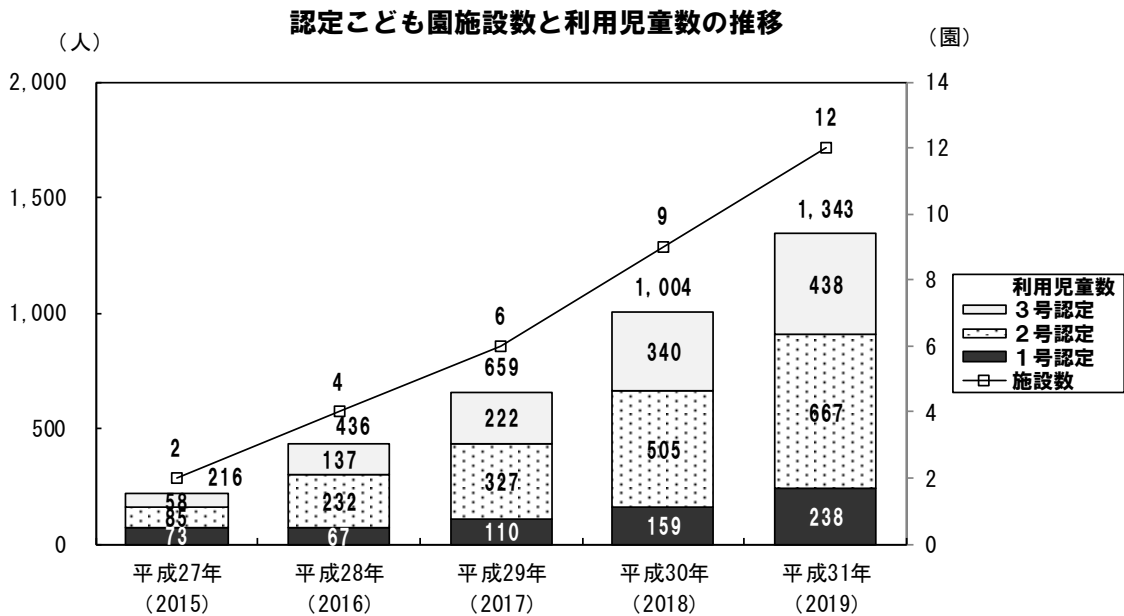
※各年5月1日

幼稚園：武雄カトリック幼稚園、たちばな幼稚園

### (3) 認定こども園の状況

平成31年度現在、市内には、認定こども園が12園あります。

施設数とともに利用児童数も増加傾向となっており、平成31年度は、利用児童数は1,343人で、認定区分別にみると、1号認定は238人、2号認定は667人、3号認定は438人となっています。



※各年4月1日

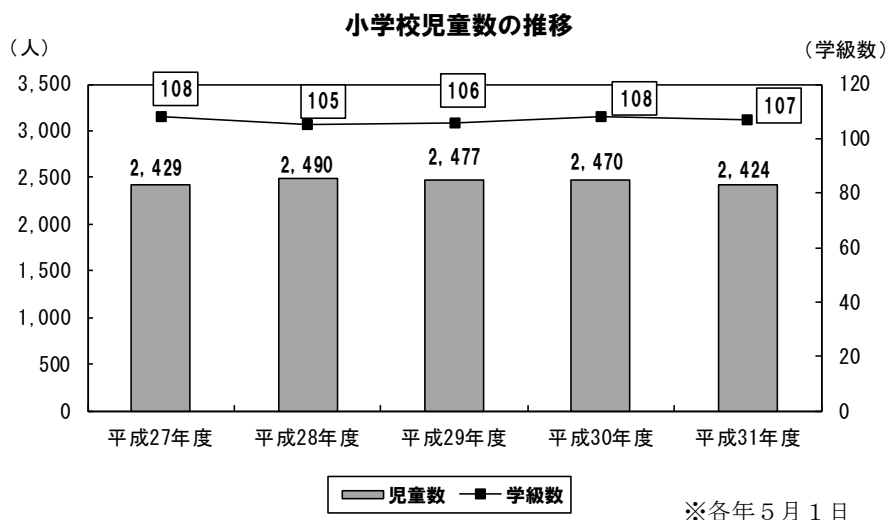
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
施設数(か所)		2	4	6	9	12	
利用者数(人)	1号	3歳	24	11	35	59	81
		4歳	21	32	30	55	81
		5歳	28	24	45	45	76
		計	73	67	110	159	238
	2・3号	0歳	7	15	19	41	49
		1歳	22	51	88	128	176
		2歳	29	71	115	171	213
		3歳	27	74	106	166	223
		4歳	25	76	109	166	225
		5歳	33	82	112	173	219
計	143	369	549	845	1,105		

※各年4月1日

認定こども園：遊学舎 武雄こども園(幼保連携型)、のぞみ幼稚園(幼保連携型)、ひまわり保育園(保育所型)、あさひこども園(幼保連携型)、大楠の里こども園(幼保連携型)、武内保育園(保育所型)、かわのぼり保育園(保育所型)、武雄くらら園(幼保連携型)、遊学舎 芳華こども園(幼保連携型)、三間坂幼稚園・保育園(幼稚園型)、大崎こども園(幼保連携型)、志久慈音こども園(幼保連携型)

#### (4) 小学校の状況

市内の11小学校の児童数は横ばいとなっており、令和元年5月1日で2,424人、学級数は107学級となっています。その内32学級は特別支援学級です。



		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
学校数		11	11	11	11	11
学級数		108	105	106	108	107
特別支援学級		23	26	27	31	32
児童数 (人)	1年	400	388	371	385	357
	2年	391	395	385	363	383
	3年	367	385	389	377	366
	4年	353	378	380	381	374
	5年	458	479	476	484	463
	6年	460	465	476	480	481
	計	2,429	2,490	2,477	2,470	2,424

※各年5月1日



## 4. 地域子ども・子育て支援事業の状況

### (1) 利用者支援事業

子どもや保護者が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供や相談・助言を行うとともに関係機関との連絡調整を行っています。

平成 29 年度から、武雄市子育て総合支援センターで母子保健型を開始し、妊婦からの継続的な支援の充実を図っています。

さらに、平成 30 年 10 月から、市役所健康課において利用者支援事業（母子保健型）を開始し、2つの母子保健型は、「子育て世代包括支援センター」機能を持っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施か所数（か所）	1	1	1	2
概要	武雄市子育て総合支援センター（基本型）	武雄市子育て総合支援センター（基本型）	武雄市子育て総合支援センター（基本型と母子保健型）	武雄市子育て総合支援センター（基本型と母子保健型） 市役所健康課（母子保健型）

### (2) 地域子育て支援拠点事業

武雄市子育て総合支援センターを拠点として、①子育て親子の学びあう交流、②子育て等に関する相談の実施、③地域の子育て関連の情報提供、④子育て及び子育て支援に関する研修事業に取り組んでいます。

ひろば等での親子の交流、情報提供、相談・助言などを実施しています。また、保護者への講演会、子育て支援者（子育てサポーター、ファミリーサポーター、だっこボランティア、放課後児童クラブ支援員等）への研修会を実施し、支援者の養成や再研修を行い、地域の子育て支援体制づくりを行っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
センター事業参加者数（人日／月）	1,626	1,759	1,705	1,754
うち 0～2 歳児（人日／月）	1,300	1,309	1,123	1,403

### (3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦健康診査の受診費用の負担軽減として、受診券 14 枚を交付しています。

経済的な理由で定期的に妊婦健診を受けることができない妊婦を無くすことができるとともに、また、定期的な健診により、異常の早期発見・早期治療をすることで、安全な出産・健康な児の誕生につながります。さらに、妊婦が妊娠期を安心して過ごすことにより、その後の子育ての安心感にもつながります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
妊娠届出数（人）	409	406	421	393
延べ受診者数（人）	5,133	4,906	5,024	4,900

#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に対し、保健師が家庭訪問を実施し、子育て支援に関する情報提供を行います。支援が必要な家庭には、適切な助言を行い、必要なサービスの提供につなげています。

家庭訪問することで、親と子（対象者）にゆっくり対応することができ、各ケースの子育て環境や課題の把握につながっています。また、継続的な支援が必要な家庭には、必要に応じて保健師だけではなく、家庭児童相談員と協力して対応することができています。あわせて育てにくさのある児への相談につながるなどの効果もみられています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問件数（件）	408	395	424	404

#### (5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断する家庭に対し、保健師、家庭児童相談員、母子父子自立支援員がその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。リスクのある対象者に継続的にかかわることで、必要な時期に必要な支援につなげています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問実人数（人）	23	212	256	170

#### (6) 子育て短期支援事業

保護者が病気やその他の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設（嬉野市済昭園、佐賀市みどり園）に委託し、養育・保護を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用児童数（件）	0	0	0	0

#### (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

2か月～小学生を持つ保護者を利用会員とし、子どもの預かり等援助を行う協力会員との相互援助活動に関する連絡、調整を行っています。

平成 28 年度より、ひとり親家庭等への支援として、利用料の負担軽減を図っています。また、平成 31 年度より、利用料の負担軽減を非課税世帯、ダブルケア負担のある世帯へと拡充しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用件数（件）	407	368	284	173

## (8) 一時預かり事業

幼稚園、保育園、認定こども園において、保護者の急病や育児疲れ等に対し、一時的な保育を実施しています。

幼稚園では通常の利用時間以外に、保護者の就労で預かり保育が必要な子どもについて一時預かり事業を実施しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
幼稚園の預かり保育 延べ利用者数 (人)	6,389	4,160	8,136	19,035
幼稚園の預かり保育以外 延べ利用者数 (人)	1,076	2,047	2,070	2,094

## (9) 延長保育事業

就労形態の多様化に伴い、保育所や認定こども園において開所時間（11 時間）の前後の時間に 30 分または 1 時間の延長保育を実施しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実利用者数 (人)	575	518	627	494

## (10) 病児・病後児保育事業

発熱等の急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを、就労などにより家庭で保育できない保護者に代わって、一時的に保育を行います。

嬉野市（樋口医院）と江北町（古賀小児科内科）に事業を委託してきましたが、平成 30 年 4 月に病児・病後児保育施設を市内に開設し、利用者が増加しました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
述べ利用者数 (人)	28	22	48	245
嬉野市	6	4	10	8
江北町	22	18	33	30
武雄市				207

### (11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

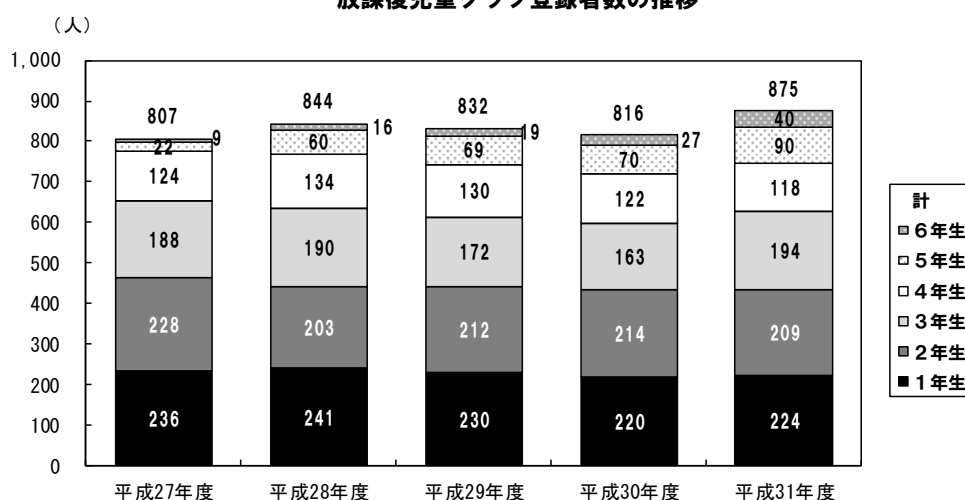
保護者が就労や疾病等の理由で昼間不在である家庭の児童に対し、放課後に学校の空き教室などを利用し、生活の場、適切な遊びの場を提供しています。

平成 27 年 4 月より対象を小学校 3 年生から 6 年生までに拡大しています。

登録者数は、平成 31 年現在 875 人となっています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1 日平均利用者数（人）	450	489	509	494
低学年	390	404	398	395
高学年	60	85	111	99

放課後児童クラブ登録者数の推移



※各年 4 月 1 日

### (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

平成 28 年度より生活保護世帯を対象に幼稚園、認定こども園、保育所などが保護者から徴収する日用品、文房具などの実費徴収の一部を補助しています。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施人数（人）	0	1	4

### (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、私学助成（特別支援教育）や障がい児保育事業の対象とならない場合に、職員の加配に必要な補助をします。平成 28 年度より事業実施しています。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施人数（人）	0	0	0

## 5. ニーズ調査の結果

### (1) 調査の概要

本調査は、令和2年度～令和6年度を計画期間とする「第2期武雄市子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とするため実施したものです。

#### ①調査の種類と実施方法

調査の種類	調査の対象（母集団）	調査期間	実施方法
就学前児童アンケート	市内の就学前児童（0～5歳）の保護者	平成30年 11月22日～12月5日	園及び郵送による配布・回収
小学生アンケート	市内の就学児童（小学1～4年生）の保護者	平成30年 11月22日～12月5日	学校配布・回収

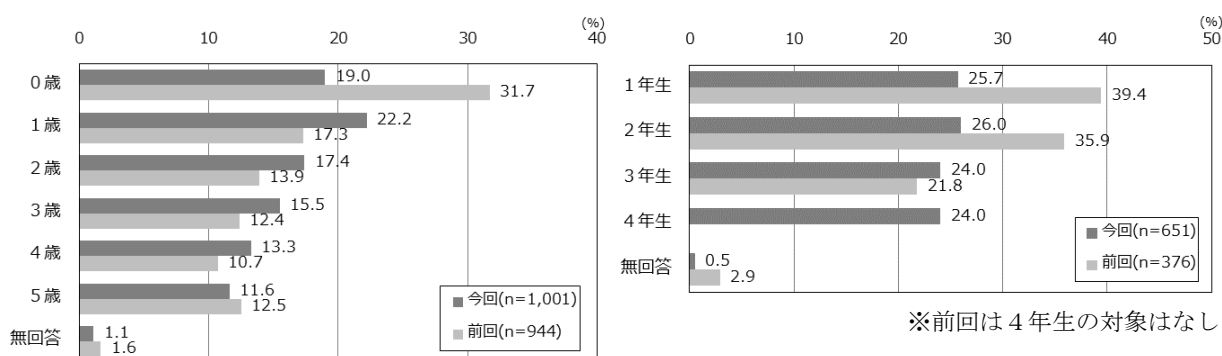
※調査基準日：平成30年11月1日

#### ②配布と回収状況

		配布数	回収数	回収率
就学前児童アンケート	今回	1,840票	1,001票	54.4%
	【参考】前回	2,096票	944票	45.0%
小学生アンケート	今回	1,000票	651票	65.1%
	【参考】前回	457票	376票	82.3%

※前回の就学前児童アンケート調査は、郵送による配布・回収、小学生アンケート調査は対象が放課後児童クラブ利用者で、支援員による配布・回収

#### ③回答者の子どもの年齢・学年構成

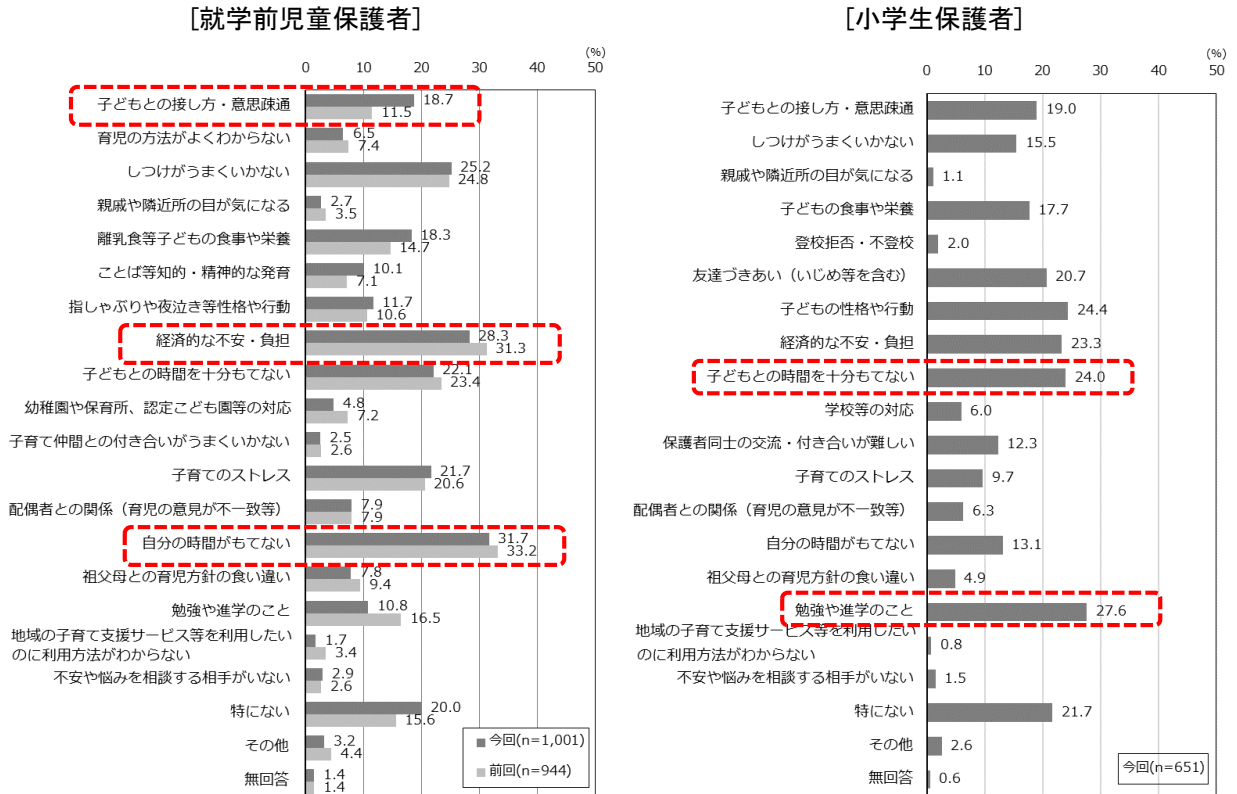


※前回は4年生の対象はなし

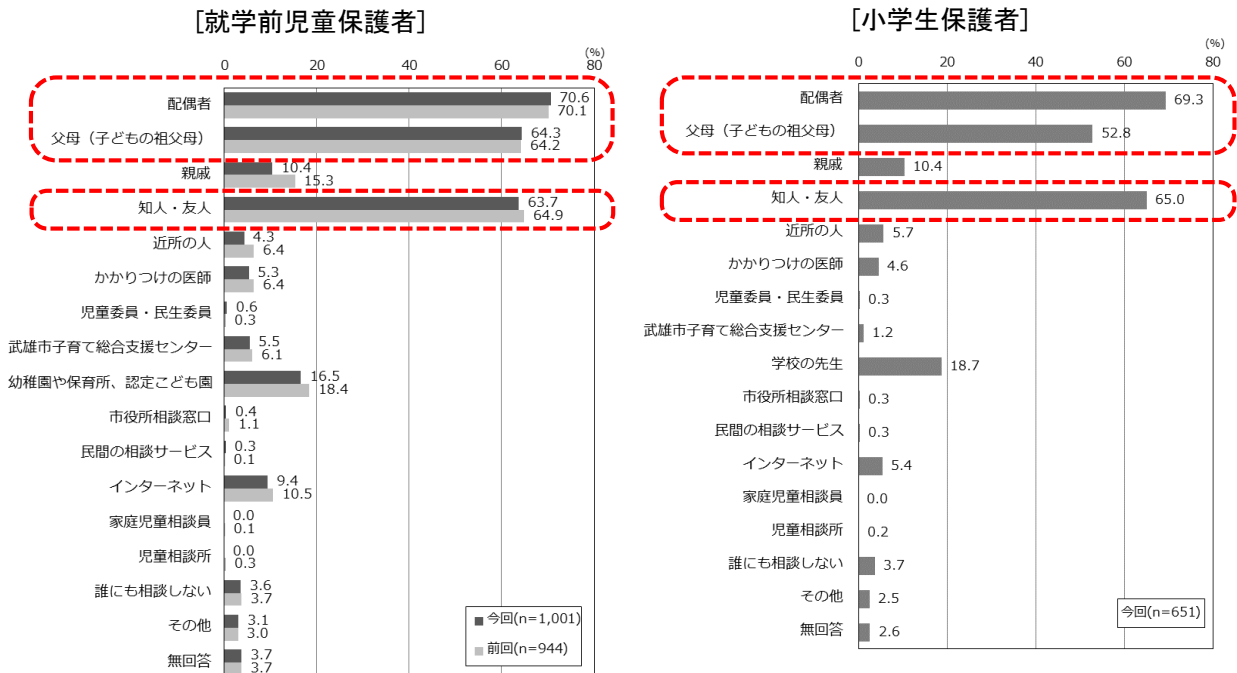
## (2) 調査の結果からみる特徴と課題

### 課題1 子育て世帯の悩みの解消に向けて

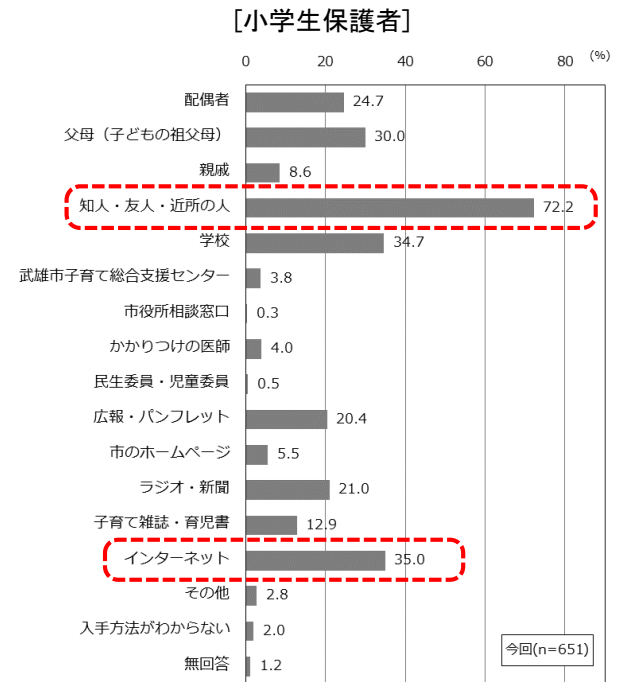
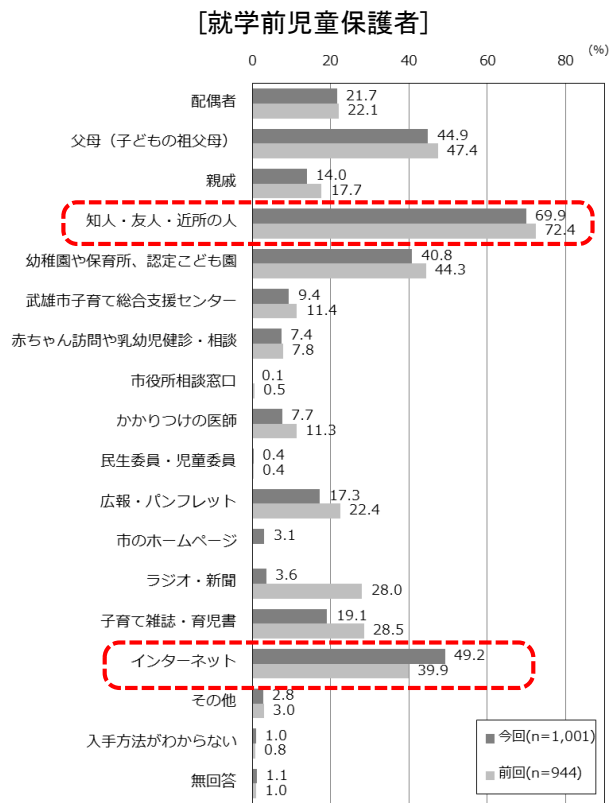
★子どもに関する悩みのトップについて、就学前児童は「経済的な不安・負担」で前回調査と同様で、小学生は「勉強や進学のこと」。保護者に関する悩みのトップについて、就学前児童は「自分の時間がもてない」で前回調査と同様で、小学生は「子どもとの時間を十分もてない」。就学前児童では「子どもとの接し方・意思疎通」が前回調査より7.2ポイント増加⇒悩みの軽減・解消につながるような相談対応、情報提供、保護者同士の交流などの充実が求められる



★就学前児童の相談相手・相談場所は、「配偶者」「父母（子どもの祖父母）」「知人・友人」がトップ3で前回調査と同様で、小学生もトップ3は同様⇒悩みの内容に応じた相談機関の充実



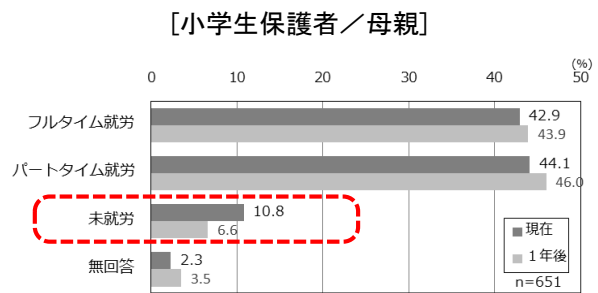
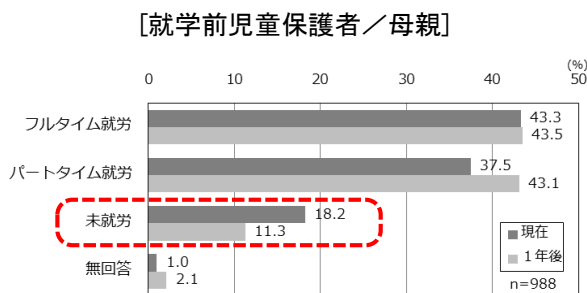
★就学前児童も小学生も情報の入手先は「知人・友人・近所の人」がトップ。就学前児童は「インターネット」が前回調査より9.3ポイント増加⇒インターネット等電子媒体の有効活用



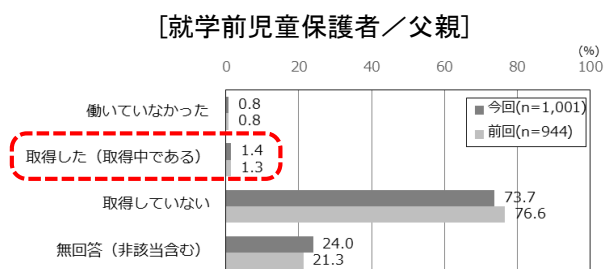
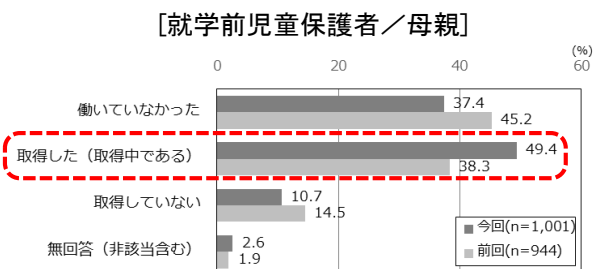
※就学前児童の前回は「市のホームページ」がない。「ラジオ・新聞」は前回は「テレビ・ラジオ・新聞」

課題2 子育てと仕事の両立に向けて

★就学前児童の母親の就労率は現在の80.8%が1年後には86.6%に、小学生は現在の87.0%が89.9%に⇒武雄市の高い女性の就労率に対応した子育てと仕事の両立支援の充実が求められる

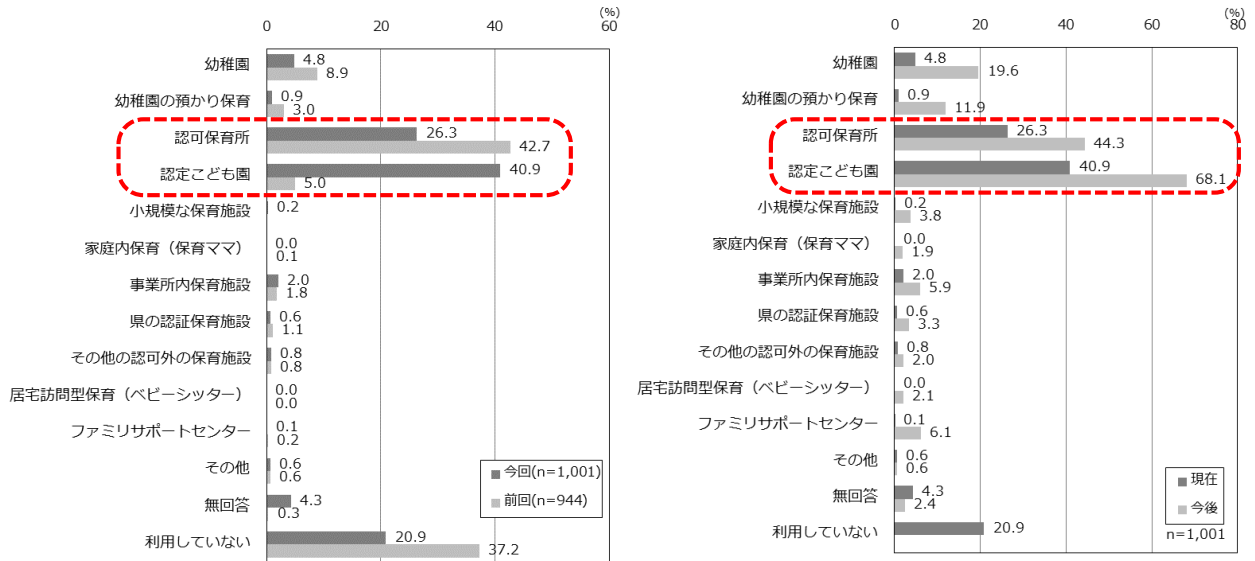


★就学前児童の母親の育児休業の取得率は49.4%で、前回調査より11.1ポイント増加。父親の取得率は1.4%で、前回調査より0.1ポイント増加⇒父親の育児休業取得に向けて企業等と一体となった取組の推進が求められる



★利用している教育・保育事業では、「認定こども園」がトップ、次いで「認可保育所」で、「認定こども園」は前回調査よりおよそ8倍に。今後利用したい教育・保育事業では、「認定こども園」が68.1%と高い⇒多様なニーズに対応した教育・保育事業の充実が求められる

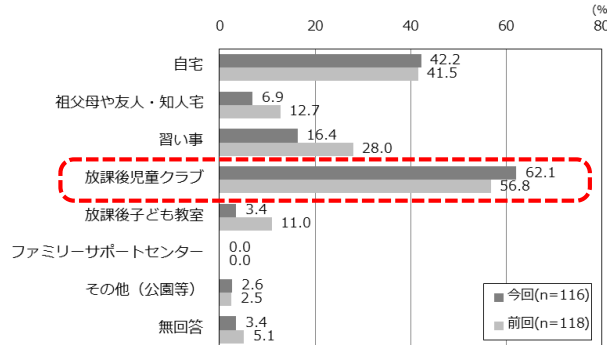
[就学前児童保護者]



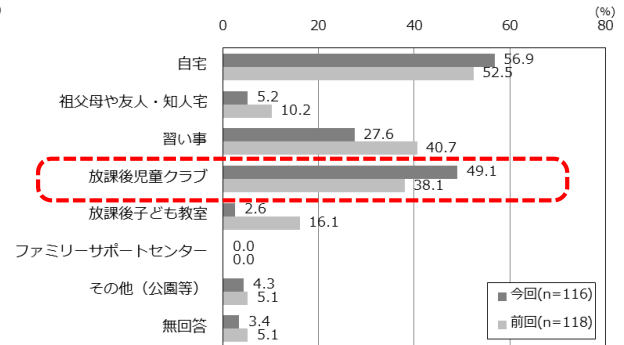
※前回の集計に合わせて回収数全体を 100%にして集計しなおして図化

★就学後の放課後の居場所で「放課後児童クラブ」の希望は、低学年時が 62.1%、高学年時が 49.1%で、どちらも前回調査より増加⇒母親の高い就労率に対応した子どもが安全で快適に過ごせる居場所の充実が求められる

[5歳児の就学前児童保護者／低学年時の希望]

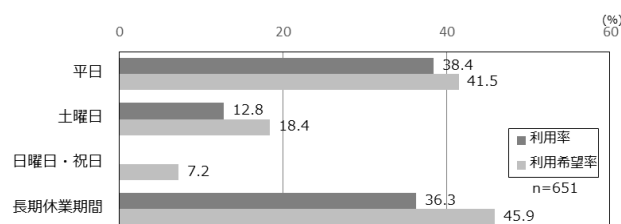


[5歳児の就学前児童保護者／高学年時の希望]



★小学生の放課後児童クラブの平日の利用率は、調査回答者全体の38.4%、土曜日が12.8%、長期休業期間が36.3%。今後の利用希望率は、いずれの日も現況より高い⇒子ども本人のニーズも含め、柔軟な運営、支援員の確保等多様な側面からの検討が求められる

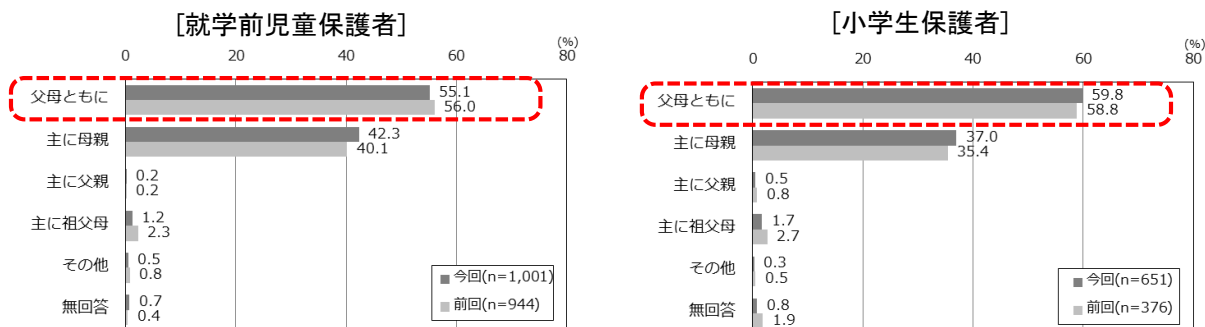
[小学生保護者]



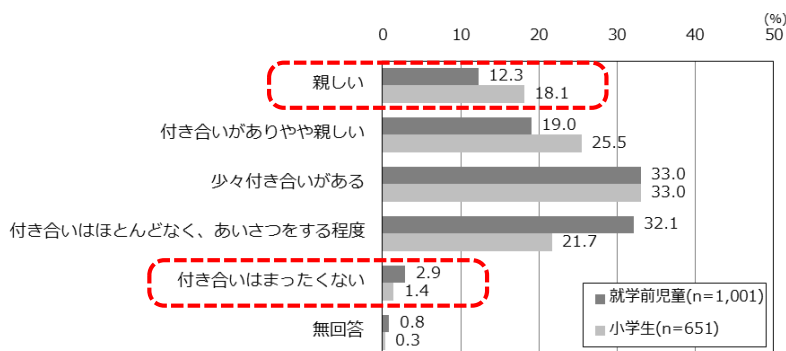


### 課題3 子育てを支える地域力の向上に向けて

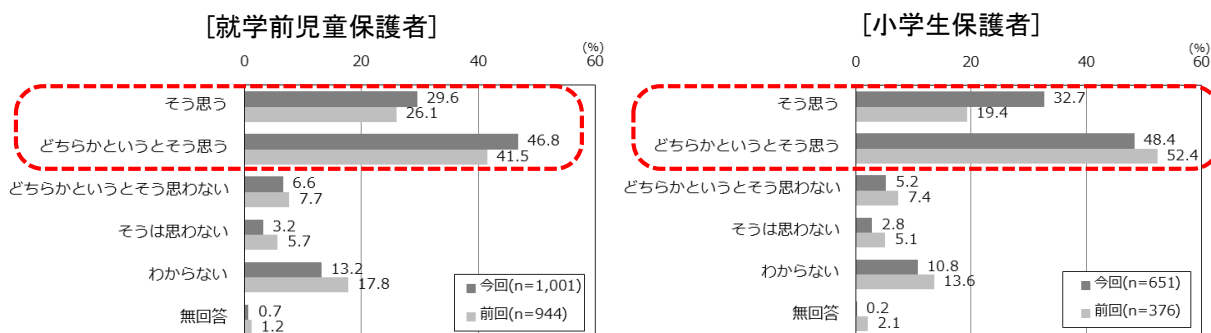
★子育てを主に行っている方は、就学前児童、小学生ともに「父母ともに」が最も高く、小学生ではおよそ6割と高い⇒さらなる「父親」の育児参加の促進が求められる



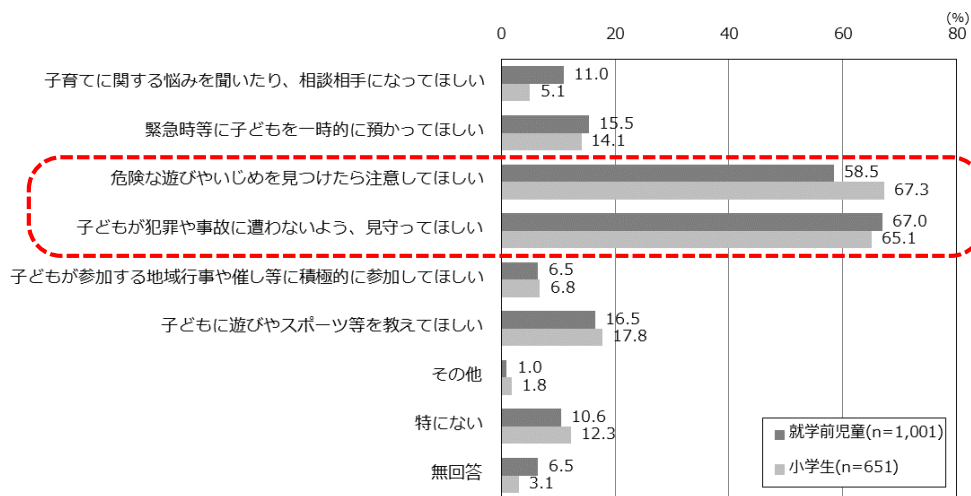
★近所付き合いは、就学前児童より小学生のほうが「親しい」や「付き合いがありやや親しい」が増加し、一方、「付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」や「付き合いはまったくない」が低下する⇒乳幼など低年齢児のみの世帯の地域での孤立防止が求められる



★居住地の子育てしやすさについて、肯定的な評価は就学前児童が76.4%で前回調査より8.8ポイント増加し、小学生が81.1%で前回調査より9.3ポイント増加⇒今後もニーズを踏まえた取組や支援を行うとともに、地域住民と一体となった子育てしやすいまちづくりを進めることが求められる

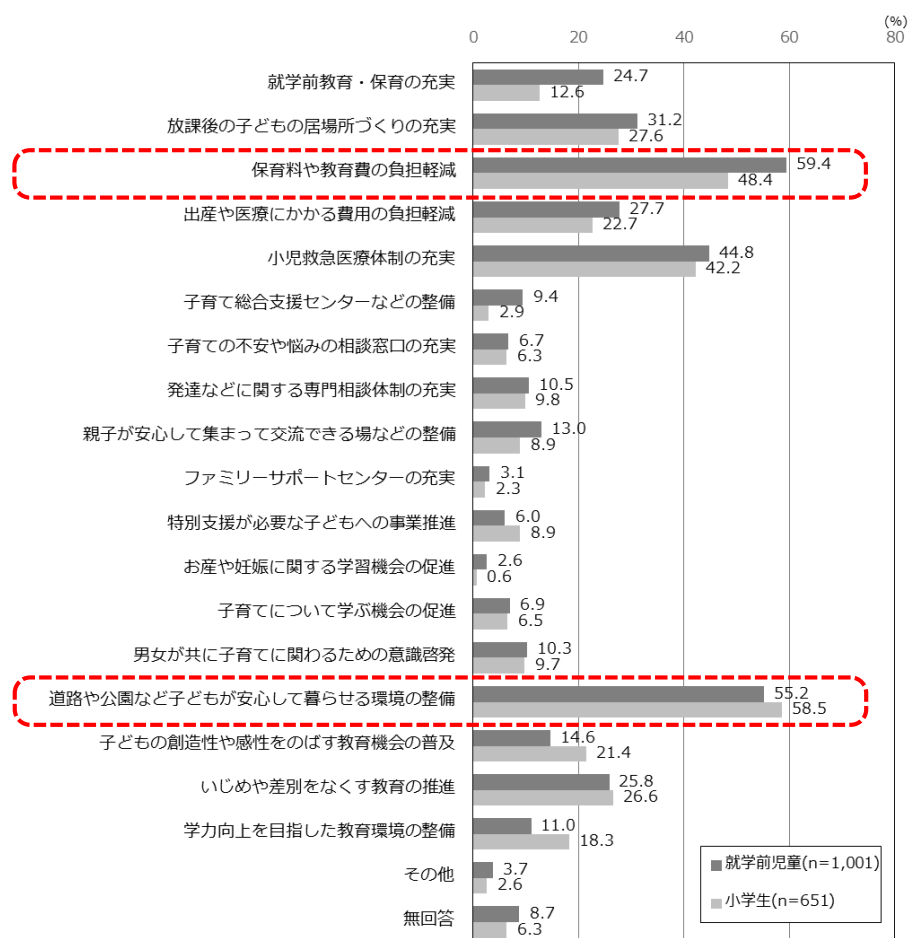


★地域の人に望む子育て支援は、就学前児童も小学生も「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」や「子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」が高い⇒子どもの安全のための見守り等、地域でできることを検討し実行する地域福祉の推進が求められる

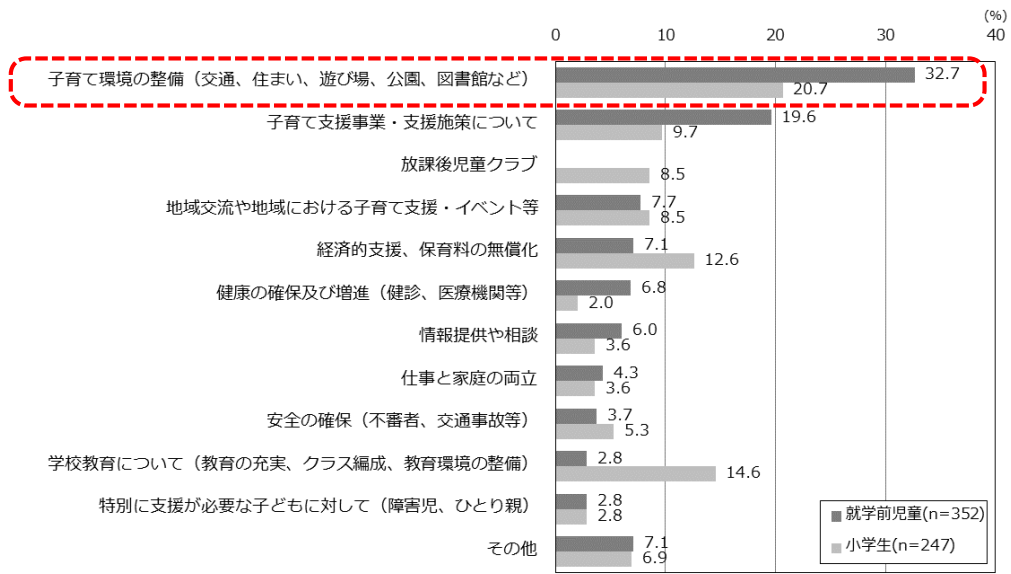


#### 課題4 子育てしやすいまちづくりに向けて

★子育てしやすいまちになるために重要なことは、就学前児童も小学生も「保育料や教育費の負担軽減」と「道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境の整備」が高い⇒国の制度を踏まえた経済的負担の軽減の推進、安全な遊び場の確保の充実等が求められる



★武雄市の子育て支援に関する意見や感想の自由記述からは、就学前児童も小学生も「子育て環境の整備（交通、住まい、遊び場、公園、図書館など）」に関する意見が多い



## 6. 第1期計画の進捗評価

武雄市では、平成27年度から平成31年度までの5年間の「武雄市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その実現に向けて取り組んでいるところです。

この計画の平成30年度における取組の状況については以下のとおりです。

担当課評価	A：計画どおり	B：若干遅れ	C：大幅遅れ	D：終了
-------	---------	--------	--------	------

「武雄市子ども・子育て支援事業計画」の推進施策ごとの関連主要施策（39 施策）の実施状況について評価を行った結果、平成30年度末時点では、「A：計画どおり」が92.3%、「B：若干遅れ」の割合が7.7%となっており、ほとんどが目標達成に向けて計画どおりに進捗しています。

### 第1期計画の施策の評価結果

基本 目標	主要施策の方向	施策数	評価			
			A	B	C	D
1	子育て世代への多様な支援の充実					
	①子育て支援の充実	4	4			
	②経済的負担の軽減	2	2			
	③相談体制、情報提供の充実	2	2			
2	子育てと就労の両立を支える支援					
	①保育サービスの充実	2	2			
	②放課後児童クラブの充実	2	2			
	③就業環境の整備	2	2			
3	特別な支援を必要とする子どもたちへの支援の充実					
	①児童虐待防止策の充実	2	2			
	②子どもの貧困対策	1	1			
	③障がいのある子どもがいる家庭への支援	2	2			
4	すこやかに生み育てることができる環境づくり					
	①安心して妊娠、出産できる環境の確保	1	1			
	②親子の健康への支援	3	3			
	③食育の推進	1	1			
5	子どもの健全な育成を図る教育環境の整備					
	①学校における教育環境の整備	6	4	2		
	②子育てを支える地域社会の形成	2	2			
	③家庭の教育力の向上	1	1			
	④思春期の保健対策	2	2			
6	安全で安心なまちづくりの推進					
	①子どもの安全の確保	2	1	1		
	②子育てを支援する生活環境の整備	2	2			
計		39	36	3	0	0
		100.0%	92.3%	7.7%	0.0%	0.0%

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

本計画は、「武雄市子ども・子育て支援事業計画」の第2期の計画であり、第1期の取組をさらに発展させる後継計画的な性格を有するものであることから、基本理念を踏襲することとし、本市における子ども・子育て支援の基本理念を次のように設定します。

#### 基本理念

すべての子どもを  
地域で見守る あんしんきち たけお

すべての子どもは、かけがえのない存在として、生まれながらにして人権が尊重され、幸せに生きる権利を持っています。

そのために、未来を担うすべての子どもが主人公となるよう、子どもの固有の権利を尊重し、最善の利益がもたらせられるような環境づくりが必要です。

本市では、子どもの生きる力を育み、子育て家庭の親たちがしっかりと子どもと向き合っ  
て、安全で安心して子どもを生み育てることができるよう、地域社会全体で、子どもと子育て家庭に寄り添い、見守り、気づきを通してさまざまに支援していくことができるまちづくりを目指していくという思いから、「すべての子どもを 地域で見守るあんしんきち たけお」を基本理念とします。

### 2. 基本的視点

また、基本理念を考える上での基本的視点も、第1期計画を踏襲します。

#### 視点1 未来に向かい、創造する子どもたちを育む

- ◆家族形態が多様化する中、親の孤立化や家庭教育力の低下防止の視点
- ◆子育ての責任は、第一義的には保護者にあることを前提に地域の関わりが重要であるという視点
- ◆子育てに魅力や喜び、楽しみを感じ、安心して子どもを生み育てられる視点
- ◆男女ともに子育てと社会参画を両立できるまちづくりの視点

#### 視点2 子どもたちの夢に繋がる可能性を引き出す

- ◆子どもたちが、心身ともに健全に育つことが重要であり、そのために大人の責務が大切であるという視点

- ◆子どもが「確かな生きる力」を身につけ、成長し自立できるまちづくりを進めると  
いう視点

### 視点3 地域が見守り、支え合って守る子どもたちの安全

- ◆子どもたち、保護者が安全で安心して生活できる生活空間の整備の視点
- ◆子どもを事故や犯罪等から守るための地域が一体となった連絡体制の整備など、地域社会が地域の子どもの成長に積極的に係われる環境整備の視点

## 3. 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、次の5つを計画の基本目標として、子育て支援施策を展開します。

### 基本目標1 すべての子育て世代への多様な支援の充実

保護者の就労状況等に関わらず、すべての子ども・子育て家庭へ質の高い幼児期の教育・保育を提供するとともに、すべての子育て家庭が孤立することなく、安心して子どもを育てられるように、地域で支える子育て支援の充実を図ります。

### 基本目標2 特別な支援を必要とする子どもたちへの支援の充実

児童虐待防止対策の充実、子どもの貧困対策、障がい児施策の充実等を通じ、支援を必要とする児童に対して、身近な地域で安心して生活できる環境づくりを推進します。

### 基本目標3 すこやかに生み育てることができる環境づくり

妊娠・出産・子育てが安全に、かつ快適にできるよう、妊娠早期からの健康管理・指導を強化し、安心して妊娠・出産・子育てができるような取組を推進します。

### 基本目標4 子どもの健全な育成を図る教育環境の整備

豊かな人間性と社会性を向上させて、子どもの生きる力の育成を図るとともに、子どもを生み育てることの喜びを実感できる環境の整備を推進します。

### 基本目標5 安全で安心して子育てができる地域づくり

子どもや保護者が事故や犯罪に巻き込まれることを防ぎ、子どもとその保護者が、安心して快適に暮らすことができるよう、子どもを温かく見守り、育てていくことができるよう、子育て支援のネットワークを強化します。また、外出しやすい環境づくりなど、子育てに配慮した総合的なまちづくりを推進します。

さらに、豪雨災害を踏まえ、教職員等の危機管理意識の醸成と、子どもへの防災教育の充実を図ります。

## 4. 施策の体系

計画の施策体系は、次のとおりです。

【基本的視点】

【基本理念】

【基本目標】

【施策の方向】



## 第4章 目標実現のための施策の展開

### 基本目標1 すべての子育て世代への多様な支援の充実

#### 1. 教育・保育サービスの充実

就労形態の多様化など、様々な社会的変化に伴い、休日保育・延長保育・一時保育など保護者の保育ニーズは多様化しています。

通常保育については、希望の施設への入園ができない場合があることや3歳未満児の保育ニーズの高まりへの対策など、実態にあわせた受け皿の確保について検討が必要です。

また、延長保育や一時預かり等の多様な保育ニーズについても事業計画における地域子ども・子育て支援事業の取組にしたがって、内容の充実に努めます。特に、病児・病後児保育については、利用促進の広報と、さらに利用しやすい環境づくりに努めます。

#### 2. 子育て支援サービスの充実

本市では、各地域において、親子が気軽に集まり、交流や相談できる場として、ひろば活動を行うなど様々な子育て支援事業を実施しています。今後も、武雄市子育て総合支援センターを子育て支援の拠点とし、親子の交流の場や親が成長し、学べる場の提供を行います。また、妊娠時から関わりを持つなど切れ目ない支援を進めるとともに、支援の担い手となる人材育成を目的とした養成講座を充実します。

また、子どもの多様な預かりに対応するファミリー・サポート・センター事業や病児・病後児保育事業の充実と、すべての家庭が安心して子育てに取り組めるよう、子育てに関する養育支援の充実に努めます。

武雄市こども図書館においては、“遊び”から“学び”をコンセプトに、各種様々なイベントやワークショップにより子どもの成長を支援し、ブックスタート事業の推進により絵本を通して親子の心の交流を深め、心安らぐ時間を共有してもらうよう支援します。

民生委員児童委員の活動等を通じて、子育て家庭の様々な事情の収集や状況把握に努め、個々の家庭が抱える悩みや不安の解消を図ります。

#### 3. 放課後児童クラブの充実

本市では、放課後や週末、長期休業中等に子どもたちが安全で安心して生活できる場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的に放課後児童クラブを設置しています。

利用率が年々増加しており、施設整備計画の策定の必要があります。計画の方針は、学校内の余裕教室（特別教室等）利用を基本とし、民間施設も活用しながら利用者ニーズに 대응していきます。

また、多様な保護者ニーズに応えられるよう、施設の確保や支援員への研修、特に支援を要する児童への接し方等の研修を充実させるなど、質の向上に努め、魅力ある放課後児童クラブを目指します。

さらに、放課後児童対策として、全地域での放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を図ります。



#### 4. 経済的負担の軽減

本市では、保護者の子育てに関わる経済的負担の軽減に寄与するため、児童手当の支給や医療費の助成をはじめ、各種経済的支援を継続的に進め、充実を図ります。

また、少子化対策の一環でもある不妊治療に係る費用負担の一部助成の継続や、多子世帯への支援等の充実に努めます。

#### 5. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

既婚女性の就労が定着してきている中、仕事と生活の調和が実現し、誰もが多様な生き方・働き方が選択できる社会に向けての取組が子育て支援策の柱として求められています。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現のため、家庭生活の時間を確保できるよう、職場での働き方の見直しを企業等関係機関と連携して推進するとともに、地域社会全体への意識啓発等の取組を推進します。

また、父親が積極的に育児に参加できるよう、職場をはじめとした社会全体の理解のもと、すべての人が多様な働き方、特に仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方が選択できるよう、社会全体で支える環境を整備する必要があります。

そのため、育児休業制度の取得促進や労働時間の短縮等、仕事と子育てが両立できる働きやすい職場環境づくりに向け、意識の醸成に努めます。

さらに、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育所等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する相談支援を行います。

#### 6. 相談体制、情報提供の充実

地域との関わりの希薄化、核家族化の進行などにより、身近で気軽に相談できる相手が少なく、その結果子育てへの不安感・孤立感が増加していることを背景に、相談内容の多様化、複雑化が一層深刻になっています。

特に妊婦については、子どもが生まれた後の生活スタイルがまだイメージしにくく、武雄市子育て総合支援センター等地域での子育て支援事業を知らないまま、育児と家事の両立に不安感を覚える母親も少なくありません。このような悩みを軽減できるよう、子どもが生まれる前の段階から、武雄市子育て総合支援センター等の子育て支援事業の周知を広めるとともに、子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から切れ目のない支援を提供します。

さらに既存のパンフレット等による情報提供のほか、スマートフォン等携帯端末を活用し、情報への気軽なアクセスや事業の効果的なPRを可能にするための手法を検討します。

### 1. 児童虐待防止策の充実

新聞、テレビ等マスコミ報道が伝える児童虐待については、全国的に増加しており深刻な社会問題となっています。児童虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に大きく影響を与えるものであり、迅速かつ適切な対応が求められています。

本市においても、虐待予防、早期発見、早期対応ができる体制のため、武雄市要保護児童対策協議会を中心に関係機関との連携をより強化に図るとともに、虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制の整備等のきめ細やかな対応を一層充実します。

さらに社会的養護については、養護施設の理解を深めるための広報の充実とともに、子どもの心のケアも含め、子どもの視点で考えながら家庭的養育環境形態にしていくように努めます。

### 2. 子どもの貧困対策

子どもの貧困は、そのまま放置すると社会全体の停滞を招く重大な社会問題です。

また、貧困に起因する多様な問題に対応すべく横断的・多面的な施策の検討、実施が課題となっています。

子どもの現在及び将来が、その生まれ育った環境に左右されることなく、夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、平成 29 年 3 月に策定した「武雄市子どもの未来応援計画（武雄市子どもの貧困対策実行計画）」と連携し、貧困の連鎖を断ち切るために必要な施策を長期的かつ継続的に取り組みます。

### 3. 障がいのある子どもがいる家庭への支援

ノーマライゼーションの理念のもと、社会全体が障がい児を温かく見守る環境づくりのために、障がい児の健全な発達を支援し、障がい福祉計画に基づく居宅介護、児童発達支援や短期入所等のサービスについて、利用者への情報提供を継続して進めるとともに、関係機関との連携による支援体制の充実を図ります。

平成 31 年 4 月に設置された発達障がい支援室を中心として、発達障がいを含む障がい児の多様なニーズに対応するため、相談体制の充実を図り、庁内及び関係各機関が密に連携しながら様々なサービス等を組み合わせた総合的な生活支援に取り組みます。

### 4. 外国につながる子どもへの支援

言葉の壁や生活習慣の違いなど様々な問題に対応するために、日本語指導など学習面での支援に努めます。

## 基本目標3 すこやかに生み育てることができる環境づくり

### 1. 安心して妊娠、出産できる環境の確保

子どもを生み、安心してすこやかに育てるため、そして生涯にわたる健康維持のためには、母子保健は欠かせないものです。

安全な妊娠や出産のため、母子健康手帳交付をはじめ、無料受診票の交付等により、妊娠期の健康の保持に努め、子育て世代包括支援センターを中心に若年の妊婦・母親や育児不安の強い母親に対する支援を行います。

### 2. 親子の健康への支援

母親が安心して子育てができる環境整備やすこやかな子どもの成長のため、母子保健推進員による母子保健の理念の普及や啓発をはじめ、援助を必要とする妊産婦に対する訪問や相談の一層の充実に努めます。

小児期の健康管理については、発達段階に合わせた健康診査を行うとともに、健康的な生活習慣の確立に向けた健康教育等の一層の充実に努めます。特に1歳6か月及び3歳6か月児健診について、受診率向上を図り、病気や発達の遅れ等の早期発見に努めます。

また、2歳6か月の歯科健診にあわせて、育児相談を行います。

### 3. 食育の推進

栄養バランスにすぐれた食事は、健康な体をつくるだけでなく望ましい生活のリズムの基本であることを踏まえ、子どもから思春期、大人になるまでの成長の段階に応じた食に関する情報の提供を行い、心と身体の健康づくりを推進します。

## 基本目標4 子どもの健全な育成を図る教育環境の整備

### 1. 教育環境の整備

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期です。一人ひとりの子どもの可能性や育つ力を認め、尊重しながら「生きる力」の基礎を培うことが小学校以降の教育の充実につながっていきます。

子どもたちの「生きる力」を育成するために、個々に応じた指導の充実に努め、実際の社会や生活で生きて働く知識・技能の習得に努めます。また、未知の状況にも対応できるような思考力、判断力、表現力の向上に努めます。

さらに、豊かな人間性を育むため、道徳教育やボランティア活動、自然体験・社会体験などの体験活動の充実に努めます。学校・家庭・地域社会・関係諸機関が連携し、不登校やいじめ、問題行動等への対応と相談体制の充実に努めます。

たくましい身体を育むために、基本的な生活習慣の定着と「食」の大切さの理解や、運動に

親しみ、体を鍛えることと奨める教育を推進します。特別な支援が必要な児童生徒については、日常生活の介助、学習支援などを行う特別支援教育の支援員を配置します。

幼児期から、小中学校までの教育のつながりを充実させるため、認定こども園・幼稚園・保育所・小学校・中学校の相互の恒常的で双方向的な連携を実施します。

また、官民一体型学校、コミュニティ・スクールの推進をとおして、地域の方や関係機関、施設などとの連携や交流を図りながら、特色ある学校づくりに取り組むとともに、地域に開かれた学校づくりに努めます。

## 2. 家庭の教育力の向上

昨今、家庭での教育力の低下が指摘され、地域等での家庭教育への支援が一層求められています。

子育ての大変さを感じている保護者へ共感しつつ、基本的な生活習慣や親と子の関わり等についての学習機会の充実を図ります。

## 3. 思春期の保健対策

子どもを取り巻く環境は、スマートフォン等の普及による多様な情報の氾濫により、一層多様化、複雑化してきており、薬物の乱用、喫煙や飲酒による心身への影響が非常に危惧されています。思春期の子どもたちが、正しい知識を持ち、適切な対応を取れるように普及活動や環境づくりに努めます。

また、成長の基礎となる丈夫な身体をつくり、心と身体のバランスのとれた成長を促すために、発達に応じた性に対する正しい知識を身につけさせるための保健教育を推進します。

# 基本目標 5 安全で安心して子育てができる地域づくり

## 1. 子どもの安全の確保

子どもを交通事故から守るためには、交通安全に関する知識を深め、交通ルールを守る習慣を小さいときから身につけることが重要です。幼児期の交通安全指導や交通安全教室の開催等の充実を通して、今後も子どもたちの交通安全意識の高揚に努めます。

子どもが被害者となる事件が全国各地で発生しており、年々、凶悪化する傾向にあることから、子育て中の親にとって大きな不安要因のひとつとなっています。

子どもたちの安全の確保と、子どもを犯罪等から守るために、地域の防犯パトロールなどの防犯活動等、犯罪の発生しない環境づくりに継続して努めます。

さらに、幼児期の教育・保育施設や、学校において、各種行事や各教科等を通じて子どもの防災意識の向上を図るための取組を行うとともに、研修等により教職員等の危機管理意識の醸成を図ります。

## 2. 子育てを支援する生活環境の整備

市内の道路には、道幅が狭い箇所もあるなど、安全な道路環境とはいえない状況もあり、安全性の確保やまちづくりの観点に立って、歩道や交通安全施設の整備等に努めます。

また、子どもが社会性を培うために欠かすことができない身近な遊び場として、公園や広場等の適切な管理を図ります。

## 3. 子育てを支える地域社会の形成

昨今の社会構造の変化に伴い、人とふれあう機会が少なくなっている今の子どもたちに、基本的な生活習慣を教えていくための取組が必要となっています。

そのため、武雄市青少年育成市民会議や武雄市子どもクラブ連絡協議会など関係団体等との連携や活動に関わる人材の養成を図るとともに、子どもへの様々な体験活動等の充実を図るため、家庭、地域、学校等の連携強化に努めるとともに、地域を巻き込んだ官民一体型学校の推進など地域全体で学校を核とした協働活動に取り組みます。

このような事業を通し地域社会全体が、子どもと子育て家庭に寄り添い、見守り、気づきを通して様々な支援をしていき、安心して子育てができるまちづくりを推進します。

# 第5章 事業計画

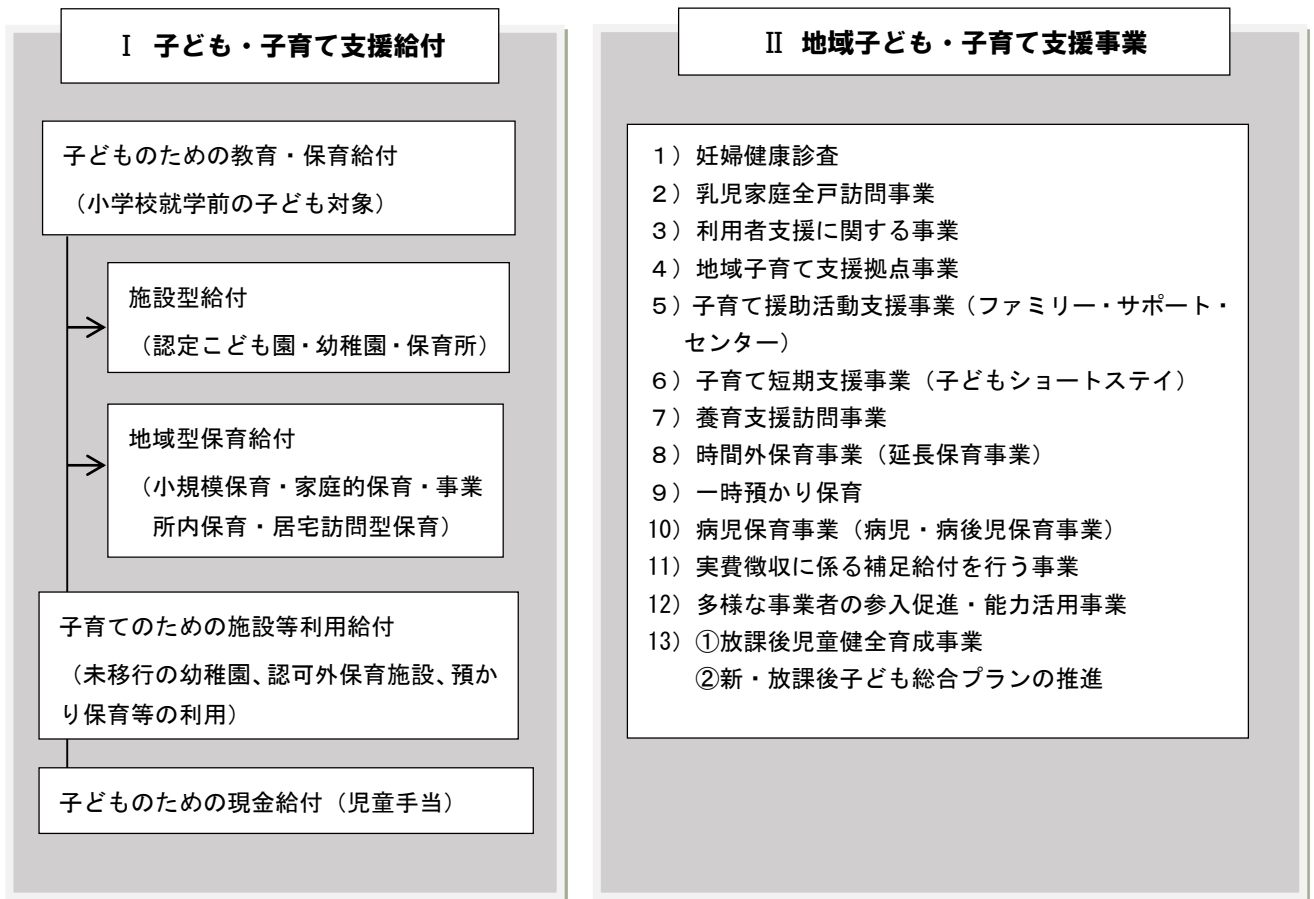
## 1. 子ども・子育て支援制度の概要

### (1) 制度の全体像

子ども・子育て関連3法に基づき実施される、子ども・子育て支援の制度であり、主なポイントとしては「認定こども園の普及」、「保育の量的拡大・確保」、「地域子ども・子育て支援の充実」などが挙げられます。

また、教育・保育の無償化により、新たに施設等利用給付が新設され、施設等利用費が支給されます。

#### 制度における給付・事業の全体像



## (2) 対象となる施設・事業

### ① 子どものための教育・保育給付（教育・保育施設）

施設種別	教育・保育給付認定	利用できる保護者	対象となる子ども	内 容
幼稚園	1号	制限なし	3歳～就学前	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。教育時間終了後の預かり保育なども実施しています。 新制度に移行している幼稚園は利用料が無償となります。
認可保育園	2・3号	就労・介護などの理由により家庭で保育ができない保護者	0歳～就学前	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を行います。 0～2歳は住民税非課税世帯・3歳以上は利用料無償となります。
認定こども園	1号	制限なし	0歳～就学前	小学校就学前の子どもの教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ施設です。0～2歳は住民税非課税世帯・3歳以上は利用料無償となります。
	2・3号	就労・介護などの理由により家庭で保育ができない保護者		

### ② 地域型保育（地域型保育給付）

地域型保育は、市の認可事業として、待機児童の多い0歳児～2歳児を対象とする事業です。地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保します。

事業種別	内 容
家庭的保育	家庭的保育事業者（保育ママ）がその自宅において、家庭的な雰囲気の中で少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行います。
小規模保育	少人数（定員6人から19人まで）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の中できめ細やかな保育を行います。
事業所内保育	事業所の保育施設などで、従業員の子もだけでなく、地域の保育を必要とする子どもも一緒に保育を行います。
居宅訪問型保育（障がい児向け）	障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。
居宅訪問型保育（待機児童向け）	認可保育所の入所が待機となった子どもを対象に保護者の自宅にベビーシッターを派遣し、1対1の保育を行う事業です。

### ③ 子育てのための施設等利用給付

幼稚園<未移行>、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援を行います。

施設種別	対象となる子ども	利用支援の内容
子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園	3歳～就学前	月額上限2.57万円まで無償化。
特別支援学校の幼稚部	3歳～就学前	3～5歳の就学前の障がい児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子どもたちについて、利用料を無償化。
認可外（無認可）保育園	0歳～就学前	保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、月額上限3.7万円まで無償化。0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化。
預かり保育事業	3歳～就学前	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化。
一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動 支援事業	0歳～就学前	保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、上限月額3.7万円まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができる。0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化。

### ④ 地域子ども・子育て支援事業

すべての子育て家庭を支援するため、家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり保育」「地域子育て支援拠点事業」など、地域での様々な子育て支援事業を実施します。



### (3) 保育の必要性の認定

#### ① 認定区分

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者に、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受けていただきます。認定は6つの区分となっており、認定に応じて施設や事業などの利用先が異なります。

認定区分		対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
教育・保育給付	1号認定	新制度幼稚園等のみを希望する満3歳以上の就学前の子ども	幼稚園 認定こども園（幼稚園部）
	2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園（保育園部）
	3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園（保育園部） 地域型保育事業
施設等利用給付	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	幼稚園、特別支援学校等
	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号） 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）
	新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子どもの内、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	

#### ② 保育を必要とする事由

保育園などで保育を希望する場合の保育認定（2号認定、3号認定、新2号認定、新3号認定）にあたっては、保護者のいずれもが、次のいずれかに該当することが必要です。

- ・就労（月48時間以上）
- ・妊娠、出産
- ・疾病、障がい
- ・同居または長期入院などを行っている親族の介護・看護
- ・災害復旧
- ・求職活動
- ・就学
- ・虐待やDVのおそれがあること
- ・育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

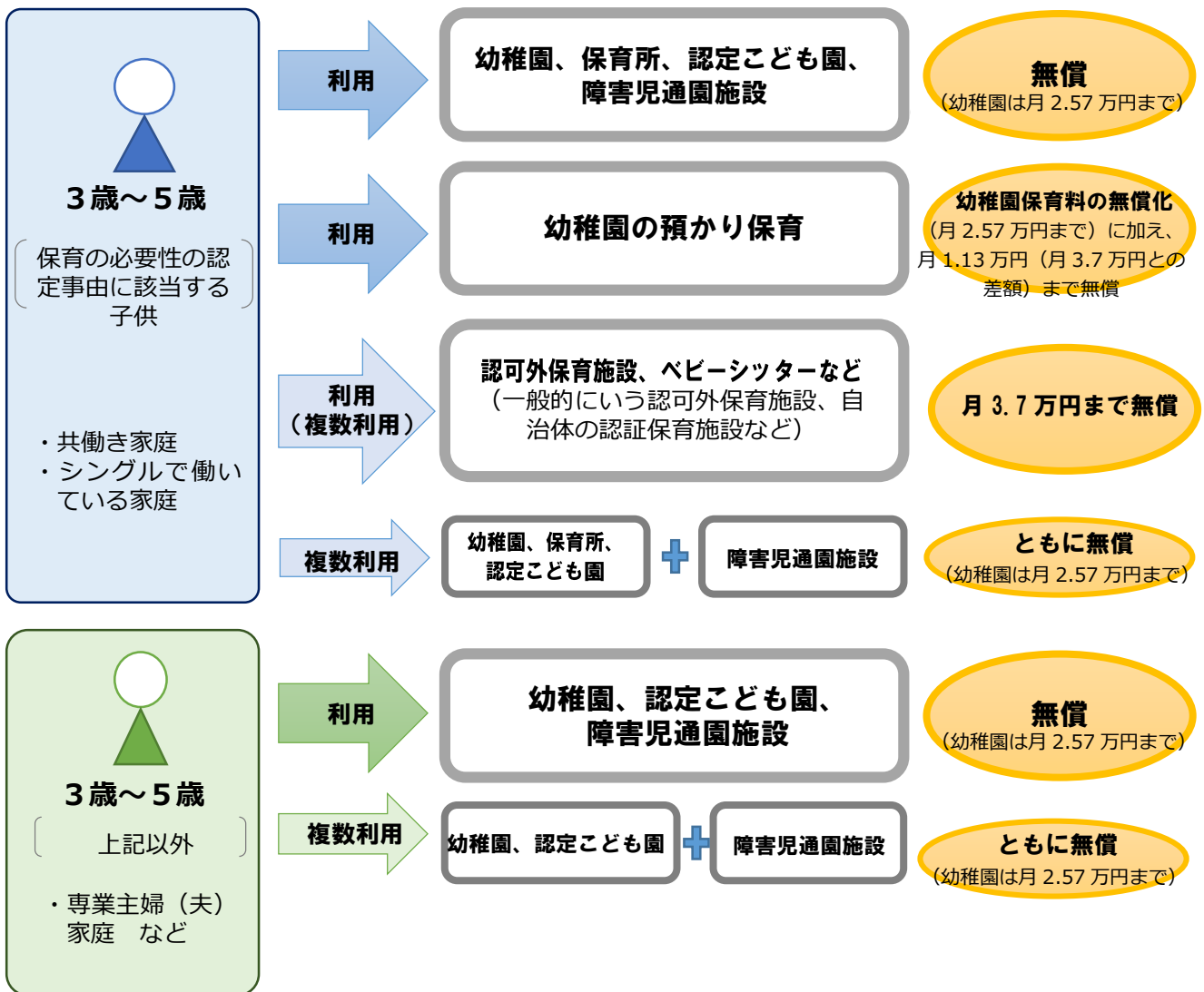
#### ③ 保育の必要量

保育の必要な時間に応じて、次のいずれかに区分されます。

- ・「保育標準時間」認定：フルタイム就労などを想定した利用時間（11時間以内）
- ・「保育短時間」認定：パートタイム就労などを想定した利用時間（8時間以内）

【参考：幼児教育の無償化について】

※幼児教育の無償化の具体的なイメージ



(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定事由に該当することが必要となる。

住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月 4.2 万円まで無償。

(注2) 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)。

## 2. 将来フレーム（将来の子ども人口）

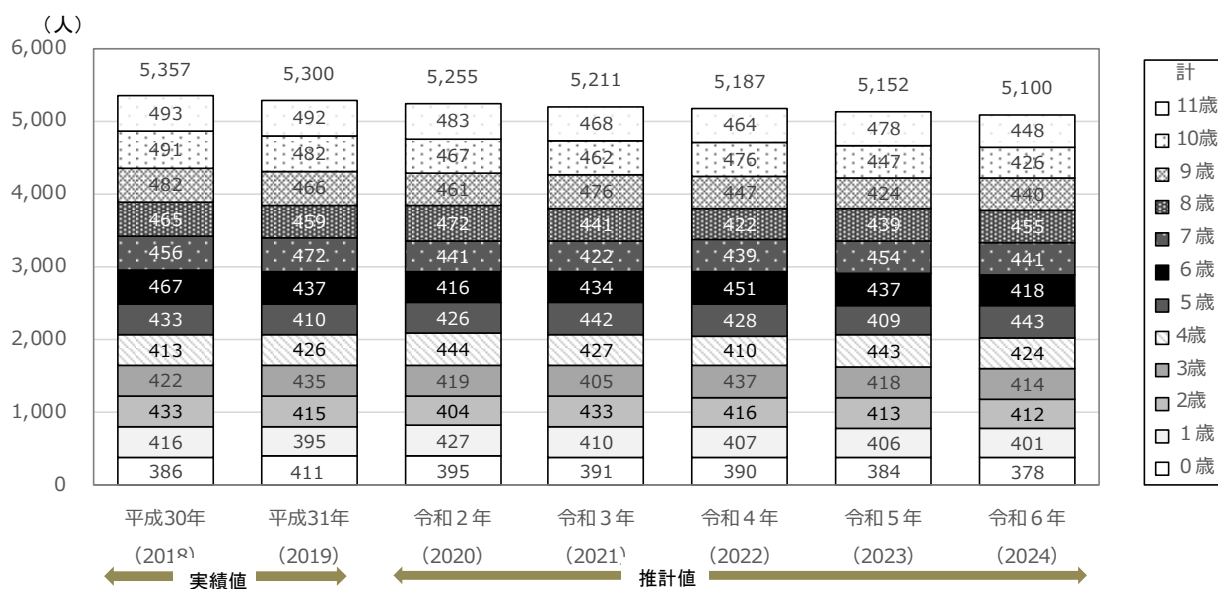
### 【推計方法】

◇平成 27 年から平成 31 年の住民基本台帳（各年 3 月末）における性別・年齢 1 歳階級別の実績人口の動勢から「変化率」を求め、これに基づき将来人口を推計する「コーホート変化率法」により推計。

◇0歳人口は、コーホート変化率を用いて推計した将来各年における 15～49 歳の女性人口に女性子ども比を乗ずることで、将来各年における 0 歳人口を推計

※推計に使用した女性子ども比：平成 27 年から平成 31 年の各年における女性子ども比を算出した上で、その平均を求め、この平均値を推計に用いる女性子ども比とした。15～49 歳の女性人口と 0 歳人口との比を女性子ども比として算出

0～11 歳の子ども人口は、微減傾向で推移し、平成 31 年度の 5,300 人から令和 6 年には 200 人程度の減少が想定されます。



※各年 4 月 1 日

		実績値		推計値				
		平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
未就学児	0歳	386	411	395	391	390	384	378
	1歳	416	395	427	410	407	406	401
	2歳	433	415	404	433	416	413	412
	3歳	422	435	419	405	437	418	414
	4歳	413	426	444	427	410	443	424
	5歳	433	410	426	442	428	409	443
	小計	2,503	2,492	2,515	2,508	2,488	2,473	2,472
小学生	6歳	467	437	416	434	451	437	418
	7歳	456	472	441	422	439	454	441
	8歳	465	459	472	441	422	439	455
	9歳	482	466	461	476	447	424	440
	10歳	491	482	467	462	476	447	426
	11歳	493	492	483	468	464	478	448
	小計	2,854	2,808	2,740	2,703	2,699	2,679	2,628
0～11歳 合計	5,357	5,300	5,255	5,211	5,187	5,152	5,100	

※各年 4 月 1 日

### 3. 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育の提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を定めることとされています。

武雄市の教育・保育提供区域は、以下のように設定します。

#### 【武雄市の教育・保育の提供区域】

- ① 認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域等、基本となる提供区域は、「市全域」の1区域とします。
- ② 地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域は、基本的には「市全域」の1区域とします。ただし、放課後児童クラブについては、基本は「小学校区」とします。

### 4. 教育・保育の量の見込みと確保の内容

市では、就学前の教育・保育施設などの利用にあたり、子どもの年齢や保育の必要性に応じて利用のための認定を行います。計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」は、平成 27 年度からの実績を基に、計画策定に係るニーズ調査（平成 30 年度実施）の結果も活用し定めます。

※教育・保育施設の利用について、「どのくらい需要（利用の希望）があるか」という見込みに対し、利用定員の計画値を定めるものです。

#### 【教育・保育の量の見込みと確保の内容及び時期】

「教育・保育施設による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次のとおり設定します。

この事業計画に基づき、計画期間において必要な教育・保育施設の整備を計画的に実施していきます。

#### 【提供体制・確保方策】

就学前児童数は、ほぼ横ばいで推移しますが、母親の就労率の上昇等により保育ニーズは高まることが見込まれます。提供体制の確保にあたっては、既存施設の定員の見直し、認可外保育施設の認可施設への移行を推進するなど、受け皿の拡大に努めます。

**(1) 1号認定（教育：幼稚園、認定こども園）****(人)**

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(利用希望者数)		245	241	241	239	242
②確保の内容(利用定員)		310	295	295	295	295
内訳	特定教育・保育施設	309	294	294	294	294
	確認を受けない幼稚園	1	1	1	1	1
②-①		65	54	54	56	53

※特定教育・保育施設とは市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園（確認を受けない幼稚園）は含まれません。

**(2) 2号認定（保育：認定こども園・保育所）****(人)**

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(利用希望者数)		979	984	984	982	990
②確保の内容(利用定員)		969	999	999	999	999
②-①		▲ 10	15	15	17	9

**(3) 3号認定（保育：認定こども園・保育所）****① 1・2歳児** ※4月1日時点での見込み数であるため、年間での利用人数は増加します **(人)**

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(利用希望者数)		558	567	559	564	566
②確保の内容(利用定員)		559	568	568	568	568
内訳	特定教育・保育施設	556	556	556	556	556
	特定地域型保育事業	3	12	12	12	12
②-①		1	1	9	4	2

※特定地域型保育事業とは、市町村による認可事業として地域型保育給付の対象となる小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。

**② 0歳児** ※4月1日時点での見込み数であるため、年間での利用人数は増加します **(人)**

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(利用希望者数)		52	55	55	54	54
②確保の内容(利用定員)		141	144	144	144	144
内訳	特定教育・保育施設	138	138	138	138	138
	特定地域型保育事業	3	6	6	6	6
②-①		89	89	89	90	90

## 5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

### (1) 妊婦健康診査

#### 【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

#### 【確保方策】

妊婦健康診査については、今後とも母子保健の観点から最も重要な事業であり、継続して取り組んでいきます。

併せて、本事業をはじめとした母子保健施策については、妊娠・出産期からの切れ目のない支援という観点から、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導など幅広い取組を推進していきます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	件	402	398	397	391	385
一人当たりの健診回数	回	14	14	14	14	14
健診回数 (受診人数×一人あたりの健診回数)	回	5,628	5,572	5,558	5,474	5,390

### (2) 乳児家庭全戸訪問事業

#### 【事業概要】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

#### 【確保方策】

生後2か月頃に保健師が訪問し、産後間もない家庭へ専門的な支援を行うとともに、支援が必要な家庭には助言及びサービス提供に結び付けます。また、生後4か月頃には母子保健推進員が訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握をします。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	件	395	391	390	384	378
②確保方策	件	395	391	390	384	378

### (3) 利用者支援事業

#### 【事業概要】

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び、必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業。

#### 【確保方策】

妊娠、出産期から子育て中の保護者を対象に、子育てに関する様々な情報の提供や相談を行います。また必要に応じて関係する支援機関との連携を図ります。

切れ目のないワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）として、武雄市子育て総合支援センターと市役所健康課において総合的な育児支援を効果的に行い、安心して子育てができるよう子育て世代をサポートします。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	基本型	箇所	1	1	1	1	1
	特定型	箇所	0	0	0	0	0
	母子保健型	箇所	2	2	2	2	2
確保方策	基本型	箇所	1	1	1	1	1
	特定型	箇所	0	0	0	0	0
	母子保健型	箇所	2	2	2	2	2

※基本型とは、子育て家庭にとって身近な場所での相談、情報提供、支援等を行う類型

※特定型とは、子育て家庭等からの保育サービスに関する相談、情報提供、利用の支援等を行う類型

※母子保健型とは、保健師等が妊産婦からの相談、状況の把握を行い、必要な家庭には支援プランを策定し支援を行う類型

### (4) 地域子育て支援拠点事業

#### 【事業概要】

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談や乳幼児及びその保護者が相互交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業。

#### 【確保方策】

武雄市子育て総合支援センターを拠点として、親子のふれあいの場の創出と、いつでも気軽に相談できるような体制づくりや自主的な子育てサークルの活動を支援します。

乳幼児期における子どもの心身のすこやかな発達を促進するため、関係機関や子育て支援団体などとの連携を図り、地域全体で子どもと子育て家庭を支援します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日	1,393	1,402	1,378	1,367	1,353
②確保方策	箇所	1	1	1	1	1

## (5) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

### 【事業概要】

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けたい人と援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

### 【確保方策】

本事業は子育てを援助して欲しい人と子育てを応援したい人の相互援助活動であり、地域における子育て力の一層の向上を図るため継続して事業の周知を図ります。子育て中の方がより利用しやすいよう、減額対象者を拡充しています。相互援助活動が安全にスムーズに行えるように、研修の充実と会員の増加のための周知を図ります。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日	170	168	168	166	165
②確保方策	人日	170	168	168	166	165
②-①	人日	0	0	0	0	0

## (6) 子育て短期支援事業

### 【事業概要】

児童を養育している家庭の保護者が病気や出産、冠婚葬祭などにより、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行う事業。

### 【確保方策】

保護者が病気や出産などにより、一時的に児童の養育が困難になった場合や、緊急一時的利用、経済的に困窮している保護者への対応として、児童養護施設で養育・保護を行います。適切な処遇が確保されるよう支援の充実を図ります。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日	7	7	7	7	7
②確保方策	人日	7	7	7	7	7
②-①	人日	0	0	0	0	0



## (7) 養育支援訪問事業

### 【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

### 【確保方策】

養育支援が特に必要な家庭を訪問支援者（保健師、家庭児童相談員、母子・父子自立支援員）が訪問し、養育能力を向上させるため、相談、指導、助言等を行います。関係機関と連携しながら継続的な支援に取り組みます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(実人数)	人	169	167	166	165	164
②確保方策	人	169	167	166	165	164

## (8) 時間外保育事業（延長保育事業）

### 【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業。

### 【確保方策】

保護者の就労形態の多様化に伴い、延長保育の需要に対応するため、開所時間を超えた保育を市内のすべての教育・保育施設で実施しています。今後も現在の提供体制を維持しながら、延べ長時間等について保護者からのニーズに適切に対応していきます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人	497	502	504	507	514
②確保方策	人	497	502	504	507	514
	箇所	16	16	16	16	16
②-①	人	0	0	0	0	0

## (9) 一時預かり事業

### 【事業概要】

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった児童に関し、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所等において、一時的に預かり必要な保護を行う事業。

### ①幼稚園における一時預かり

#### 【確保方策】

幼稚園における預かり保育の需要に対応するため、教育時間を超えた保育を市内のすべての幼稚園、認定こども園で実施しています。

今後も現在の提供体制を維持しながら、保護者からのニーズに適切に対応していきます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日	21,125	21,671	22,320	23,130	24,092
③確保方策	人日	21,125	21,671	22,320	23,130	24,092
	箇所	14	13	13	13	13
②-①	人日	0	0	0	0	0

### ②幼稚園以外における一時預かり

#### 【確保方策】

一時的に家庭での保育が困難となった保護者の保育ニーズに適切に対応するため、量の確保とともに、預かり時間中での安全・安心の確保のための人材や設備等の充実を図ります。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み	人日	2,129	2,148	2,156	2,169	2,194	
②確保方策	一時預かり事業(在園児対象型を除く)	人日	2,129	2,148	2,156	2,169	2,194
②-①	人日	0	0	0	0	0	

## (10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

### 【事業概要】

発熱等の急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを、就労などにより家庭で保育できない保護者に代わって、看護師と保育士が一時的に保育をする事業。

### 【確保方策】

市内施設のほか嬉野市と江北町の事業を利用しながら、子どもの病気による突発的・単発的な保育ニーズに対応しています。今後も関係機関と連携を図りながら保護者の子育て及び就労の両立を支援していきます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日	550	700	850	850	850
②確保方策	人日	550	700	850	850	850
	箇所	3	3	3	3	3
②-①	人日	0	0	0	0	0

## (11) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

生活保護世帯を対象に幼稚園、認定こども園、保育所などが保護者から徴収する日用品、文房具などの実費徴収の一部を補助します。また、新制度未移行園を利用する低所得者世帯及び多子世帯を対象に副食費の実費徴収の一部を補助します。

## (12) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育ニーズに沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援の量的拡大を進めるうえで、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園において特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人ひとりの状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図ります。

### (13) ① 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

#### 【事業概要】

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に家庭で保護することができない小学生に対して、学校などで、放課後に生活の場、適切な遊びの場を提供する事業。

#### 【確保方策】

放課後児童健全育成事業の実施にあたっては、放課後や週末等における子どもの安全で安心して生活できる場を提供し、児童の健全育成を図ります。

放課後児童クラブの利用率は年々増加しており、活動場所の確保をしていく必要があり、民間団体との連携や民間施設等の活用をさらに推進します。また、特別な配慮を必要とする児童へ適切な対応を行うため、放課後児童支援員に対して専門機関等による研修の必要性もあります。

子ども目線の放課後の過ごし方として、放課後子ども教室と連携しながら居心地のよい魅力ある放課後児童クラブを目指していきます。

小学校区		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
武雄小	①量の見込み	1年生	人	22	24	23	25	22
		2年生	人	19	20	21	21	22
		3年生	人	14	15	15	17	16
		4年生	人	9	10	11	11	12
		5年生	人	15	14	15	16	16
		6年生	人	3	3	2	3	3
		計	人	82	86	87	93	91
	②確保方策	計	人	82	86	87	93	91
御船が丘小	①量の見込み	1年生	人	46	45	56	45	45
		2年生	人	31	34	33	41	33
		3年生	人	46	40	44	42	53
		4年生	人	36	36	31	34	33
		5年生	人	18	16	16	14	16
		6年生	人	7	8	7	7	6
		計	人	184	179	187	183	186
	②確保方策	計	人	184	179	187	183	186
橘小	①量の見込み	1年生	人	10	11	12	15	11
		2年生	人	13	10	11	12	14
		3年生	人	11	12	9	10	11
		4年生	人	3	3	4	3	3
		5年生	人	7	6	7	8	6
		6年生	人	1	2	2	2	2
		計	人	45	44	45	50	47
	②確保方策	計	人	45	44	45	50	47

小学校区		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
朝日小	①量の見込み	1年生	人	37	38	41	49	50
		2年生	人	41	34	35	38	45
		3年生	人	38	35	29	30	32
		4年生	人	13	18	17	14	14
		5年生	人	14	15	20	19	16
		6年生	人	4	3	3	5	4
		計	人	147	143	145	155	161
	②確保方策	計	人	147	143	145	155	161
若木小	①量の見込み	1年生	人	5	14	6	6	5
		2年生	人	9	4	12	5	5
		3年生	人	8	12	6	16	6
		4年生	人	5	5	7	3	9
		5年生	人	6	5	5	7	3
		6年生	人	1	3	2	2	3
		計	人	34	43	38	39	31
	②確保方策	計	人	34	43	38	39	31
武内小	①量の見込み	1年生	人	16	14	11	16	12
		2年生	人	13	15	13	10	15
		3年生	人	14	12	14	12	9
		4年生	人	15	13	11	14	11
		5年生	人	5	9	8	7	8
		6年生	人	8	6	10	9	8
		計	人	71	69	67	68	63
	②確保方策	計	人	71	69	67	68	63
東川登	①量の見込み	1年生	人	11	4	14	12	15
		2年生	人	10	10	4	13	11
		3年生	人	8	9	10	4	12
		4年生	人	13	10	11	12	4
		5年生	人	2	3	2	3	3
		6年生	人	0	0	0	0	0
		計	人	44	36	41	44	45
	②確保方策	計	人	44	36	41	44	45

小学校区		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
西川登	①量の見込み	1年生	人	4	7	5	7	3
		2年生	人	5	3	5	3	5
		3年生	人	5	6	3	6	4
		4年生	人	10	10	11	5	11
		5年生	人	1	1	1	1	1
		6年生	人	0	0	0	0	0
		計	人	25	27	25	22	24
	②確保方策	計	人	25	27	25	22	24
山内東	①量の見込み	1年生	人	17	20	19	13	18
		2年生	人	6	7	9	8	6
		3年生	人	14	9	12	14	13
		4年生	人	4	4	2	3	4
		5年生	人	3	2	3	2	2
		6年生	人	1	1	1	1	1
		計	人	45	43	46	41	44
	②確保方策	計	人	45	43	46	41	44
山内西	①量の見込み	1年生	人	20	22	22	23	22
		2年生	人	21	22	25	24	25
		3年生	人	14	15	15	18	17
		4年生	人	10	10	10	10	12
		5年生	人	1	1	1	1	1
		6年生	人	7	7	9	8	9
		計	人	73	77	82	84	86
	②確保方策	計	人	73	77	82	84	86
北方	①量の見込み	1年生	人	29	26	30	25	27
		2年生	人	28	29	27	29	26
		3年生	人	25	23	24	22	24
		4年生	人	10	9	8	9	8
		5年生	人	8	8	8	7	7
		6年生	人	6	5	5	5	5
		計	人	106	100	102	97	97
	②確保方策	計	人	106	100	102	97	97

## ② 新・放課後子ども総合プランの推進

学校施設・公民館等を活用しながら、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を図り、すべての子どもが安全、安心に過ごし、多様な体験・活動ができる放課後対策を推進します。

また、地域学校協働活動の一環として、地域と学校が連携を図り、多様なプログラムを実施し、地域全体で時代を担う人材を育成します。

## 6. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

### (1) 教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等に関わらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。

本市においては、新制度の趣旨や就学前児童を取り巻く環境を踏まえ、保護者の就労状況に関わらず入園が可能で、すべての子どもに質の高い教育・保育が提供され、保護者ニーズにも応えることができる認定こども園の普及を推進してきました。

今後も認定こども園の移行に必要な施設整備や職員配置基準が整った幼稚園・保育所から、順次、認定こども園への移行を図ります。

### (2) 教育・保育の質の向上

乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育を提供し、子どものすこやかな発達を保障することが必要です。

保育教諭、幼稚園教諭、保育士と小学校教諭が連携し、子ども一人ひとりにとって最善の利益となることを目指し、認定こども園・幼稚園・保育所・小学校等の連携を強化します。

子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、子ども一人ひとりの様子を小学校に伝える方法を検討し、教諭が子どもの特性を適切に把握し、教育に生かすことができるシステムの構築を図ります。

## 7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組めます。

## 第6章 計画の推進体制

### 1. 関係機関等との連携

本市においては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め庁内関係部局間の密接な連携を図るとともに、県との間においても、幼稚園の運営の状況等必要な情報を共有し、共同で指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、住民が希望する地域型保育事業を円滑に利用できるよう、市町域を超えた利用を想定して、近接する市町と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設、地域型保育事業の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組を進めていきます。

一方、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う認定こども園、幼稚園及び保育所は、地域型保育事業や地域子ども・子育て支援事業の実施主体と、子ども・子育て支援を行う実施主体同士相互の密接な連携が必要であり、本市においてはそのための支援に努めます。

また、保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブを利用できるよう、相互の連携に努めます。

### 2. 計画の達成状況の点検・評価

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、本市では、「武雄市子ども・子育て会議」において、年度ごとにPDCAサイクル【Plan（計画）—Do（実施・実行）—Check（検証・評価）—Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。

また、必要に応じ、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを実施するとともに、計画の進捗状況等はホームページ等で公表します。

